

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【4】」

2. 日時：令和5年7月28日（金）13時35分～16時11分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
伊藤安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐、高橋係長、田邊係長

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長 他12名（うち4名はTV会議システムによる出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 確認事項整理表【SA変認（火災防護審査基準改正に伴う火災感知器の種別及び配置の変更）】
- ・資料2 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料（改3）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。
0:00:03	それではこれから東海第2発電所の火災感知器バックフィットに関わる設計上工事計画の変更認可申請についてのヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:14	それではまずは、審査会合の後、コメントや具体的な資料をちょっと充実いただいたものっていうものを提出いただいていますので、まずは資料の更新箇所等々につきまして、
0:00:26	説明をいただいてもよろしいですか。
0:00:32	元のニイヅです。では資料の方へ説明させていただきます。
0:00:37	資料としましては資料1で、コメントリスト、資料2の方で具体的な説明資料の修正を行っております。
0:00:48	基本的には資料2の方でご説明を差し上げてその中で対応するコメントのところ、
0:00:54	の説明をする形で、説明の方進めさせていただきたいと思います。
0:01:00	では資料2の説明の方、入らせていただきます。
0:01:05	資料2ですね、開きまして、
0:01:09	右下2ページから、パワーポイントの補足の4ということで、資料の改訂を行っております。改訂箇所につきましては、黄色、
0:01:18	のマークをつけております。
0:01:22	1ページが表紙になります。
0:01:24	2ページ目としましては、こちら、今回のパワーポイントの目次の方を続けております。
0:01:33	3ページ目になります。
0:01:36	3ページ目としまして、変更点としましては、別途申請であった。
0:01:40	申請予定のものについて申請を行いましたので、令和5年5月31日申請済み。
0:01:46	ということと、あとは注釈のところですね。
0:01:49	補正を行いますのでそちらの補正の情報を更新しております。
0:01:54	こちらのページの改定箇所は以上。
0:01:57	4ページ目につきましてはこちらはタイトルを修正をしております。
0:02:03	5ページ目も同様ですね、タイプの修正のみとなり、
0:02:08	続きまして6ページ目も同様に、タイトルの修正のみとなり、
0:02:14	7ページ目から、
0:02:17	ページの追加をして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:19	まず 7 ページ目から 9 ページ目までですね。
0:02:22	既工認の火災区域区画設定の考え方ということで、3 章、
0:02:28	こちらで基本の
0:02:30	考え方を整理しておりますこちらから説明をしておいて、
0:02:36	7 ページ目、
0:02:37	ただですね、平成
0:02:42	平成 30 年に認可された、既工認における、
0:02:46	再防護対策を講じる機器の選定
0:02:48	火災区域区画の
0:02:50	火災、
0:02:51	計をそれぞれ章立てして、記載をしておいて、
0:02:56	7 ページ目の 3 ポツ 1、
0:02:58	火災防護対策を講じる機器の選定ということで、
0:03:02	発電用原子炉施設である東海第 2 の、各建屋に対して、安全機能を有する。
0:03:07	機器等を火災から防護することを目的。
0:03:10	して、区域区画を設定しております。
0:03:14	ここで安全機能を有する機器というのは、
0:03:17	重要度分類審査指針のクラス 1 及びクラス 2、
0:03:21	及び安全評価上その機能を期待するクラス 3
0:03:26	に属する機器のうち、安全停止に必要な機器等や、貯蔵閉じ込めの
0:03:32	機器、SA施設、
0:03:34	これらを対象としております。
0:03:38	A3 のところですね表 5 のところに、審査基準と、既工認の記載を
0:03:44	サイトウ、
0:03:45	また、ページの 31 ページ以降ですね、別添という形で、
0:03:50	まず別添 1 のところで、
0:03:54	原子炉の安全停止に必要な機器と、
0:03:58	本査定、
0:03:59	物質のちょうど閉じ込め機能を有するキット及び重大事故等対処施設の機器リスト。
0:04:05	こちらを本人添付資料から抜粋して、添付
0:04:13	でその戻りまして 8 ページです。
0:04:16	こちらが火災区域局の設定の考え方と、
0:04:21	建屋等の火災区域については、大会へ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:24	どこまで、
0:04:25	イトウの配置や
0:04:26	系統分離を向上
0:04:35	など、
0:04:36	考慮して火災区域を文化
0:04:41	設定した区域不足に対して、
0:04:46	として、
0:04:46	火災防護上重要な機器と、またはSs-A
0:04:50	マイクをつけ
0:04:52	消防法等に基づき、
0:04:56	検討する。
0:04:58	表 6 に、
0:05:00	今ご説明します
0:05:03	と、機構にも、
0:05:08	別添 2、
0:05:10	2、本人添付書類の火災、
0:05:17	工認、補足説明資料の機器の配置の情報も含んだ
0:05:28	続いて 9 ページの火災感知の設計の
0:05:35	火災感知の設計としましては火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知、
0:05:42	及び熱感知器の異なる種類の火災感知
0:05:46	器の火災、
0:05:48	組み合わせて設置する設計として、
0:05:51	表のところに、今ご説明した審査、
0:05:56	別添 4 に、工認添付書類の火災、
0:06:00	つきのハタズキ事の切除。
0:06:04	別添 5 に、
0:06:05	工認、
0:06:06	ほぼ
0:06:07	量にて示した、火災、
0:06:10	はい。
0:06:12	別添 6 に、
0:06:13	設置許可の、
0:06:17	示しました。
0:06:19	葛西。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:21	消火設備の価格。
0:06:23	別の設置状況について、
0:06:28	審査実績の整理としては以上となります。
0:06:32	続きまして 10 ページ。
0:06:34	4 章としまして、審査基準の改正を踏まえた説明としまして、
0:06:38	火災防護審査基準への適合検討という、
0:06:44	4 ポツ 1、火災区域火災
0:06:53	適合性を検討するにあたって、
0:06:56	図 1 に示す、葛西管
0:07:09	規定を受けて、エセ
0:07:17	なお、3 章のところで、
0:07:23	能勢
0:07:28	審査基準の要求、
0:07:32	変更後、
0:07:34	3 ポツ 3 に示す。
0:07:36	火災感知設計のうち、火災感知器等の
0:07:42	環境状況
0:07:55	まず 1 のフローの説明になりますが、こちらは、本人の整理も含めて、 フローに示しております。
0:08:03	まず初めに、機器の選定としまして、
0:08:06	重要度分類審査指針に基づいて、機器を抽出しており、
0:08:11	この力、安全停止閉じ込めに関わる機器を、
0:08:16	また並行して、SA設備の主
0:08:20	こちらで抽出した。
0:08:23	等を設置する建屋及び、
0:08:28	耐火兵器による系統分離等を考慮して火災区域
0:08:34	続いて壁の設置状況や、DSA設備の、はい。
0:08:44	11 ページ。
0:08:45	なります。
0:08:48	10 ページのところで、設定をいたしました区域区画に対して火災防護対 策を実施することで、
0:08:54	基本的には 2 種類の異なる感知方式の設置を、
0:08:58	を基本としており、
0:09:02	続いてフローの
0:09:04	はずですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:06	こちらは、火災により安全機能に影響を与えるか与えないかという、
0:09:10	その審査
0:09:15	影響を与えない区域
0:09:20	としてイエス、
0:09:26	影響を与える場合にはですね、もう下に流れていきまして発火元となる可燃物がない。
0:09:32	及び内部がミツイムタされ、
0:09:40	しており、
0:09:44	はい。
0:09:45	先ほど障防法で、
0:09:47	基づき
0:09:50	泊元となるものがないと。
0:09:56	火災感知器を
0:10:07	12 ページに続きまして、※2 のところですね、から続きまして、
0:10:12	火災、
0:10:17	火災の影響を受ける。
0:10:19	で、火災の発生の恐れ、
0:10:21	ウノ信号発する。
0:10:23	アナログ式の異なる感知方式の感知器を含む
0:10:29	基本として、環境条件等を考慮し、非アナログ等も含め、
0:10:33	組み合わせで設置する設計としており
0:10:37	こちらから、火災防護審査基準の要求事項の変更点。
0:10:45	施行規則
0:10:51	を元に、消防法施行規則の適用対象
0:10:54	外での場合については環境条件に応じて、
0:11:01	続きまして、
0:11:03	13 ページ。
0:11:05	あります。
0:11:06	こちらでは、それぞれ煙感知方式の、
0:11:10	巻付熱感知方式の感知器の感知式の感知器をそれぞれ検討しており、
0:11:16	煙感知方式の感知器、
0:11:22	また放射線
0:11:23	高い場所か。
0:11:25	フローを分けて、
0:11:28	カンセキの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:32	熱感知方式のところ
0:11:34	は今回、
0:11:47	この深津期、
0:11:49	シマ
0:11:51	①と②。
0:11:58	ええ。
0:11:59	議論終了。
0:12:03	続きまして 10、
0:12:08	はい。
0:12:09	コメント回答ですね、のコメントの 17 番のところ、
0:12:17	受
0:12:19	12 ページのところ、ご説明をしておりますが、
0:12:23	消防法施行令 32 条で感知器 1 画面とされている箇所。
0:12:28	こちらのところで、香月設置が、
0:12:32	消防法または県
0:12:36	うち、派遣となるところ
0:12:39	が出ているところ。
0:12:41	であることがわかるよう図のところにフローを追加をして、
0:12:49	はい。
0:12:50	では 14 ページ、すいません。
0:12:53	こちらのフローにも当然、10、
0:12:57	図 1 に示しました。
0:13:02	それぞれの考慮が必要な環境条件ごとに、香月。
0:13:07	外の
0:13:10	選定結果を示しております。こちらについては、審査、
0:13:14	変更はござい
0:13:18	あります。
0:13:21	こちらについては設置場所ごとの環境条件を踏まえた、感知器の選定結果コース選定方針等を示しており、
0:13:31	それぞれ
0:13:33	選定しました。感知器については、変更はございません。
0:13:37	で、設置環境を踏まえた誤作動防止対策としまして、一般火災、
0:13:44	この香月が火、
0:13:47	赤外線 3 波長式を使用すること、また、外構が
0:13:56	放送は

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:58	続きまして②ですね、店長が高く、
0:14:05	環境条件としましては、
0:14:10	この間、
0:14:11	本設置する。
0:14:13	サトウ防止につきましては、①と、変更後
0:14:18	③としまして放射線量が高い場所、
0:14:21	プラント運転
0:14:23	高線量環境となることから火災感知器が故障する可能性があること。
0:14:28	を考慮しまして、権利吸引式研修
0:14:31	及び、
0:14:38	熱感知器につきましては、
0:14:40	新丹トンネル数具体的には、
0:14:45	神吉君。
0:14:52	周囲温度を考慮したサトウ近藤設定
0:14:55	防止を図る。
0:14:58	続いて 16 ページ。はい。
0:15:01	16 ページは④としましてまず品河成または発火性分、
0:15:05	今朝、
0:15:06	それを
0:15:06	ある場所としまして、
0:15:10	引火性は河成の雰囲気
0:15:14	防爆型の煙
0:15:19	防爆型の煙感知器としましては、換気空調設備
0:15:25	環境を維持している
0:15:26	または、地下構造
0:15:31	探されない環境に、
0:15:35	する可能性
0:15:39	ファクター熱感、
0:15:41	サトウし、
0:15:43	うちも室内より高めに設定。
0:15:48	続きまして⑤の屋外
0:15:50	の方、
0:15:58	つきましては炎感知器ですね、は、赤外線 3 発、
0:16:03	及び遮光カバーを設けることによって誤作動防止を図ることとして、
0:16:10	17 ページになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:14	ここまでは 2 種類設置するところのご説明になりますが 17 ページにつ きましては感知器を設置しない、または
0:16:21	4 コウノ、
0:16:22	適用対象ではない、または、火災
0:16:28	消防法施行規則
0:16:33	を表示
0:16:37	記載の変更点としましては、のところで、火災感知器と、設置しない箇所 ですね。
0:16:44	障防法に、
0:16:46	感知器を設置しない場所という、
0:16:52	該当の例としまして、
0:16:55	五つ挙げて、
0:16:59	その他のルーフベントファン室以降で、
0:17:08	また、Bの
0:17:09	消防法施行規則 23 条 4 項の適用対象ではない区域、
0:17:14	及び、椎野。
0:17:16	火災防護
0:17:24	へ変更ござい
0:17:28	続きまして 18 ページ。
0:17:31	18 ページはここまで、
0:17:34	変更点
0:17:37	変更点。
0:17:39	一般の区域、
0:17:47	追加して、
0:17:48	はい。
0:17:50	一部
0:17:56	配置を見直しをして、
0:18:01	19 ページに、
0:18:05	こちらでは審査基準に基づく火災感知の
0:18:10	変更点としましては、①として、
0:18:13	取付面高さ元
0:18:16	キノコの環境、
0:18:20	いうことを明記。
0:18:21	しており、
0:18:25	また 020 す。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:27	3 ですね、の変更点につきましては記載の適正化
0:18:38	また③④ですね、については、審査会合のとき、
0:18:54	和気
0:18:59	続いて 20 ページになります。
0:19:02	20 ページにつきましては、笠井香月と同等の、
0:19:08	機能を有する機器の設置をする箇所としまして、
0:19:12	主蒸気管トンネル室の設計について、説明資料を追加
0:19:18	放射線量が高い主蒸気管トンネル室については火災感知器が、
0:19:24	放射線の影響により損傷し、故障することが想定
0:19:31	当該室内に配置するアナログ式の研究員試験
0:19:39	こちらの設備、
0:19:43	試験用配管に検知を接続し、末端部、
0:19:47	旧変更し、
0:19:49	つくれ、
0:20:07	次に、2 のところで、感知器の配置を、
0:20:10	示しております、R-2-7 と記載されて
0:20:16	主蒸気管、
0:20:20	ブーについて区画外のところに、は
0:20:25	三角で示している 9 変更からSuicaの設計と、
0:20:31	続いて、21 ページ。
0:20:38	こちらがコメント 23 になりますが、
0:20:43	確認事項としまして感知器バックフィットに関わる火災防護審査基準の 要求に、の原則に基づかない例外部分がどういう考えで基準。
0:20:53	に照らして十分な保安水準を確認しているかについて、図面等を用い て、
0:21:01	4 ポツ、
0:21:03	5 のところで説明資料を追加して、
0:21:09	まず標準 3 のところですねこちらのところで火災、
0:21:13	防護審査基準によらない火災感知器の設計を行う適格を抽出するとと もに、
0:21:18	保安水準の考え方を明記しており、
0:21:21	また、図面と、
0:21:24	図 3 か。
0:21:30	まず 21 ページの、
0:21:34	火災防護審査基準によらない設計としまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:39	実際、変更したところとしましては、の、
0:21:43	設置しないところですね、消防法等に基づいて、
0:21:47	あと、電気、
0:21:51	また、bのところですね、消防法施行規則、
0:21:59	つきまして、
0:22:02	電力宗さんと設置、
0:22:03	が屋外になりますのでそちらを
0:22:07	また保安水準の確保の考え方としましては、
0:22:10	当該規格の火災感知器等は、
0:22:13	消防法施行規則第 23 条 4 項の適用対象ではないため個別の環境条件、
0:22:21	統合
0:22:22	障防法で、
0:22:23	同等以上の方法により設置しており、
0:22:26	十分な保安水準の確保を達成する設計と。
0:22:30	いうことを記載。
0:22:33	22 ページ
0:22:36	それから十分な保安水準の確保の妥当性、
0:22:39	の説明となり、
0:22:42	まず、A-A火災感知器等を設置しない区域。
0:22:47	発火元となる可燃物がなく、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用とする場所の 1 例としまして、
0:22:54	ヒライをディーゼル発電機
0:22:56	その概要。
0:23:01	非常用、
0:23:03	ディーゼル発電機ルーフベントファン数につきましてはコンクリートで覆われ、
0:23:07	下限となるカナダ、
0:23:12	主要な可燃物を持ち込まない運用
0:23:16	従っている部分
0:23:19	笠井家
0:23:26	絵図
0:23:27	としまして、
0:23:28	ルーフベントファンすの場所ですね。
0:23:30	を配置図で示しております。また、写真にて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:34	タナベとかないことを、
0:23:37	ヒガシと。
0:23:41	続きまして 23 ページになります。
0:23:43	それからは消防法施行規則 23 条 4 項の適用対象ではない。
0:23:47	宇井企画の説明
0:23:50	屋外の区域区画の 1 例としまして海水ポンプ室の概要、
0:23:57	海水ポンプの感知器としましては、
0:23:59	屋外に設置するため、火災時の煙の拡散、
0:24:03	降水等の影響を考慮し、アナログ式の屋外使用の熱感知カメラと非アナログ式の
0:24:09	量の保管をして、
0:24:12	図 4 のところに示すように、火災感知をするために、
0:24:18	カメラと非アナログ式の炎感知器につきましては、監視範囲に河成の検知に影響を及ぼすしか
0:24:29	続きまして 24 ページにつきましては、
0:24:32	軽油貯蔵タンクの設置区域概要を示しており、
0:24:38	燃料の気化する恐れのある、
0:24:43	ないの。
0:24:46	ことを考慮しまして、
0:24:48	図 5 に示す通りですね、タンクのマンホールの中に、
0:24:52	防爆型の火災感知器を設置する設計としており、
0:25:00	設計の説明としては以上に、
0:25:05	基本設計方針、ここまでご説明した設計、
0:25:12	4 章の火災防護
0:25:21	の 20、
0:25:24	コメント 22 番の確認事項としまして、火災区域、
0:25:28	と、
0:25:29	基本設計方針の関連画面。
0:25:31	駄目。
0:25:34	実績を確認した上で、
0:25:36	基本的方針
0:25:38	この際に関しバックフィットに係る
0:25:41	審査
0:25:55	ということで、はい。
0:26:00	図 1 の企画の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:02	フローを見直せ。
0:26:05	せっかくの分
0:26:09	この間
0:26:14	また、表 14 の基本設計方針の見直し、
0:26:18	今日の
0:26:19	右側ですね、に記載されている基準要求事項の、との関係購入の例。
0:26:25	別に、
0:26:27	基本設計方針の記載
0:26:31	とか、
0:26:34	明確にしております。
0:26:37	25 ページの説明等もあり
0:26:39	こちらへ変更した箇所について、赤文字、
0:26:43	斜線を下線を引いており、
0:26:47	まず対象箇所について、記載の
0:26:50	通り、
0:26:52	続きまして、
0:26:56	本とする火災感知器の組み合わせですね、について、非アナログ式の 炎感知器、炎がは
0:27:03	する、赤外線または紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知す る。
0:27:09	そう。
0:27:19	こちらは、審査基準の 2 点。
0:27:23	ウノ 01
0:27:27	固有の信号有する異なる感知方式の漢字
0:27:43	続きまして 26 ページ。
0:27:45	になります、
0:27:46	25 ページの基本を組み合わせ、
0:27:49	以外も、
0:27:50	上記の設計の通り、
0:27:53	火災感知器を設置しない箇所について、
0:27:56	煙検出、煙吸引式検出設備等窓具、
0:28:02	月等々の組み合わせを設置する
0:28:08	審査基準の 2.2. 1 の(1)の①に基づいた設計で、
0:28:13	該当する。
0:28:17	④の印刷、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:18	瀬尾。
0:28:19	雰囲気形成する恐れもある。
0:28:22	所、また、⑤のオク財政企画、
0:28:24	該当する記載と、
0:28:28	続きましてこちらは、審査基準通りですね、消防法施行規則、
0:28:35	関係としまして、2ポツ2ポツ1の(1)の②に基づいて、
0:28:41	設計をしているところとしまして、
0:28:46	4の
0:28:52	続きまして、
0:28:53	基本設計方針見直し案の赤字のところですね。
0:28:57	正しい火災
0:29:00	火災環境、
0:29:02	不足にした。
0:29:13	ていうところが、
0:29:15	審査基準の②に基づいて、
0:29:26	続いて27ページになります。
0:29:29	こちらはまず非アナログ式の火災感知器の誤動作防止ですね。
0:29:35	につきましては①にも
0:29:42	行きまして、
0:29:43	アナログ式の屋外の、
0:29:49	金井4人。
0:29:52	所。
0:29:55	ぜひ、
0:29:57	能を備えた監視カメラシステムの資格がない。
0:30:02	設置する設計、設置
0:30:06	弊害等、
0:30:09	続きまして、赤字のところ、
0:30:11	火災により安全機能営業をする恐れがない方、
0:30:15	9は、
0:30:16	消防法または建築基準法に
0:30:24	消防法等に基づいて、
0:30:29	また、発火元となるようなものがない区域区画は、可燃物管理により可燃物を持ち込まない。
0:30:36	そして、今期、
0:30:46	続きまして、28ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:54	うーん。
0:30:55	中央制御室に、
0:31:10	続きまして、屋外の、
0:31:17	こちら先ほどの受信基盤のところの、
0:31:24	児童支援機能変革支援機能ですね。
0:31:27	いや、持たない感知器の設計
0:31:31	としては、
0:31:39	続きまして 29 ページですね。
0:31:41	これにつきましては、電気
0:31:49	また、最後のところから、
0:31:52	こちらにつきましては自然現象の、
0:31:55	対応ということで、審査基準の 2 ポツ 2 ポツに基づいて記載をしており、
0:32:05	資料続きまして、7 月 10 日に提出した、
0:32:15	通しページの右下の番号としましては、206 ページ。
0:32:19	になる。
0:32:39	はい。では 206 ページから、続けて説明をさせていただきます。
0:32:44	こちらから具体的な火災感知の設計ということで、
0:32:50	コメントの 24 番ですね。
0:32:55	確認事項としまして火災防護審査基準の改正を踏まえた区域区画、具体的な換地設計については、次回以降の審査会合で説明することということで、
0:33:06	回答としまして、
0:33:10	当該ページから、
0:33:12	説明文及び別添 7 としまして具体的な火災感知設計として、消防法適合確認一覧表、及び、火災感知器の配置を明示した図面を
0:33:27	では 30 ページのご説明をいたします。
0:33:33	今ちょっとご説明した通り、審査基準への適合性検討に示したフローを踏まえて、設計した障防法
0:33:41	適合確認の一覧表と、配置を明示した図面について別添 7 に示しており、
0:33:47	羽根の説明については、審査会後から変更はござい
0:33:59	として、図です。
0:34:01	こちらを追加
0:34:03	これについても

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:06	から変更はごさい
0:34:11	も、
0:34:12	一覧表ということで、
0:34:14	こちらについても、
0:34:15	変更はしてる。
0:34:25	羽根の説明としては以上になりまして、続いて 208 ページ以降ですね。
0:34:30	別添 7 としまして具体的な感知器の設計を、
0:34:34	示して、
0:34:51	こちらですね、208 ページの一番上のところで読み方のご説明をいたします
0:34:58	まず一番左のところ区域区画の番号、
0:35:03	そして、RBの
0:35:05	また、続きまして名称としまして、RHRの熱交換器室、代替循環冷却系ポンプA、
0:35:13	となります。
0:35:14	それにつきまして、
0:35:16	こちらが一つの部屋となっております。核となっております、
0:35:20	こちらの針等の
0:35:22	配置状況から感知区域を、五つに、
0:35:34	図面としましては、通しページの 223 ページとなります。
0:35:41	ヒロキでございます。当該表になってございますけども、当該表につきましては、火災区域区画ということでナンバリングさせていただきまして今ニイツの方から、
0:35:53	通しページの紹介がありました。具体的に下の 223 ページを開いていただきますと、左側に、まず、左手の方ですね。
0:36:03	横にB、R、-B-9 というような数字とかですね、四角囲って羅列しております。この 3 件、見積もっているものが火災 1 区画を、
0:36:18	表示しているところございまして、一番上右上ですね、Rw-1 というように、
0:36:25	異性数が一つだけございますこれが区域を設定しているところというように見ていただきまして、
0:36:32	具体的に表のですね、戻っていただきまして 208 ページの、例えばRBの一位となっておりますと、
0:36:40	こちらが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:41	右上ですね、R/Bの中の検証建屋の右上で上から三つ目に、R-1とありましてその下に、RI法、B-1と、
0:36:53	いうように記載をしてございます。この並びで、横にですね、それぞれの区画名称、それから感知、取付面高さとかですねそういった数字を
0:37:05	表の方に記載をしてございます。
0:37:23	1例をご説明いたしますと、先ほど申し上げましたRBいつの時
0:37:31	が、
0:37:35	五つの核に分かれておりますが、水色のラインが、
0:37:41	梁の
0:37:43	ラインとなります。
0:37:46	で、青い線がですね、火災区画の境界を示しており、
0:37:53	こちら表の感知区域で12345と記載しているのが、図の方では、①②③④⑤と記載しており
0:38:06	まず感知区域の1の①のところですね、につきましては、
0:38:10	取付面高さとして、
0:38:13	張りの高さとしまして、750ニイツとなりますので、表の方では、
0:38:19	0.6メートルから進めと。
0:38:23	昇格面積としましては、
0:38:25	11.08名。
0:38:27	18年。
0:38:29	となりますので、
0:38:34	消防法の設置数としましては、1となります。
0:38:38	こちらがですね、感知区域に、
0:38:41	がございまして、こちらが張りの高さですね、1メートル未満となっております、
0:38:46	さらに平米数がですね二つ合わせても22.98となりますので、
0:38:52	工事基準書の考え方を、
0:38:56	適用いたしましてこちら二つの
0:39:03	こちらが勤務時間つきの考え方となっております、
0:39:07	消防法適合確認としまして判例の、を記載しております。
0:39:14	このような形でですね、煙感知器熱間月また炎感知器のところ、この感知器や熱感知カメラ、
0:39:21	について、設置数の方を表の方に記載し、
0:39:28	水の方でですね。
0:39:30	実際にその感知器の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:32	決めに関してであれば、1個、菅。
0:39:35	Cとなりますので、丸のところで、
0:39:38	決める感知器の記載をしております。
0:39:43	表と図の1例のご説明としては以上と。
0:39:52	はい。こちらで資料の方の説明は一通り、
0:39:56	終了させていただきます。
0:39:58	はい。規制庁西内ですありがとうございます。
0:40:04	じゃあ、ちょっと全体通して規制庁側から確認をしていきますけど、まず主担当から、はい。
0:40:13	既設のイトウです。説明ありがとうございました。
0:40:18	いろいろ資料を直して、
0:40:22	ただ、
0:40:23	たところではあるんですけどちょっとわからないところも幾つかあってですね、ちょっと質問させていただきます。
0:40:31	どっからいきます。
0:40:38	等、
0:40:40	パワーフォーの頭、
0:40:45	課題。
0:40:47	これ、もともと入ってないですか。
0:40:50	はい。
0:40:52	と、
0:40:55	ちょっとフローのところいきましょうかね。11。
0:41:00	10ページ以降なんですけれども、
0:41:03	ちょっと私がぱっと見てよくわからなかったのが、
0:41:09	方、
0:41:10	12ページですか、12ページで、
0:41:14	上の方で、火災感知器の選定フローっていうふうに書いてあるんですけど、何か、
0:41:21	そこの四角の中がですね、これこれを組み合わせて、
0:41:27	設置する設計とするっていうだけで、いまいちその選定フローという感じがしないんですけども、これはあれなんですか※2とか※6から
0:41:42	郵送処理になる。
0:41:56	原電の新津です。
0:41:58	まず、こちらの選定としましては、一番初めの基本としましては、非アナログの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:06	煙感知器、熱間つきを基本として、
0:42:11	その上でフローに基づいて選定を、
0:42:18	こちらのような非アナログも含めて、検討をするという考え方。
0:42:27	はい。規制庁井藤です。イメージ的にはすいません※2 から来たときに、あれですか、煙感知器、熱感知器がとりあえず選定されてそのあとに進んで、
0:42:40	です。後の設置設計フローの方で、
0:42:44	別の感知決めないといけないねってなったらここメールから戻ってきて、
0:42:50	とはナカアナログの煙アナログの熱以外のものについて、
0:42:57	選ぶってことですか。
0:42:59	下の三つです。
0:43:04	はい。
0:43:07	等、
0:43:13	ちょっともう、
0:43:16	下の方に行くとですね衛藤菅ちゃん
0:43:24	まず消防施行規則の
0:43:26	所エリアかっていう。
0:43:28	イエスだと。
0:43:31	※3※4※5。
0:43:33	それぞれに行くようになっていてですね。
0:43:37	ただこれ、
0:43:39	今聞いた感じだと、
0:43:41	多分、
0:43:42	煙と熱を先に見て、それで駄目なら炎に行くのかなみたいなイメージが、
0:43:50	今聞いた感じだとあるんですけど。
0:43:52	このフロー見るって何か3ヶ所同時に行くように見えるんですけど、ここでどうなってます。
0:44:03	多分何かしら優先順位をつけてやられることになると思うんですけどちょっとフロー上よくわかんないです。
0:44:15	年ヒロキでございます。
0:44:17	今の確かにおっしゃる通りかなあ、少しちょっと難しいかなと思いますのは
0:44:25	おっしゃられた選定フローのところで、やはり日通から回答説明いたしました基本が、アナログの煙と熱。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:35	というところで、それから込めるから戻ってくるところがあるので、そういったところからその下ですね基本としての四角にハッチングの中の四角の中なんですけども、
0:44:46	観光、環境条件やアカシ数を考慮し、っていうところにつなげていってるんですね。
0:44:52	そうしますと確かに今のこのフローからいきますと、
0:44:58	いきなり
0:44:59	4、
0:45:01	藤さん 4 じゃなくて、5 号にも適用するような形の流れになっておりますので、
0:45:16	質問はアノがありまして、もう少しですね、
0:45:27	もう少しフローをですね考えさせていただきたいかなと思ひ
0:45:33	はい。
0:45:35	そうですね。ちょっと今のフローだと、何か、どの時点で何を判断して、どう選んでるのかなと。
0:45:46	ですね検討、
0:45:50	いただければと思います。はい。
0:46:02	それ、
0:46:03	カーラー。
0:46:15	あとはですねフロー。
0:46:18	フローの
0:46:20	次のページいきますか、14 ページで、
0:46:25	14 ページ以降で、もうちょっと表がいくつかあるんですけど、
0:46:32	あと、それぞれの表の関係性がよくわかっていないところもあって
0:46:39	あと、火災区域使って
0:46:42	どう分類されてるかっていうと、
0:46:46	14 ページでいうと、①から⑤とあるんですけど、
0:46:51	これ以外に、
0:46:55	感知器を設置しない区域区画っていうのもあったり、当感知器種類だけオクウエキ。
0:47:06	ていうのはありますよね。
0:47:12	これで網羅されてますか 14 ページ
0:47:15	①から⑤と。
0:47:17	設置しないところですよ。
0:47:21	ほか 2 パターンあります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:26	元の水です。今おっしゃられたパターンで網羅されて、
0:47:32	はい。
0:47:33	そうです。
0:47:37	その上でですね。
0:47:47	バラバラと指摘偏って申し訳ないんですけど、設置しない区域区画の説明はこの後、標準とかで、
0:47:55	も出てくるところではあるんですけど、
0:47:59	1種類だけオク。
0:48:01	所。
0:48:02	については、説明が、
0:48:06	あまりなくてですね。
0:48:12	ただ、具体的にどういう場所であって、1種類って言っても何を置くのかっていうところ。
0:48:23	これはす。
0:48:24	審査の中で確認するところだと考えてるんですけど、
0:48:29	今そういう、
0:48:31	説明の準備とかってされてますか。
0:49:17	原電、広木でございます。種類を設置する区域各っていう表のですね通しページいきますと208ページになりまして先ほど
0:49:29	例示させていただいたページになります。
0:49:33	こちらで上から四つ目RB-4というところでサンプポンプ室ヒガン。
0:49:40	こちらが土岐記載しておりますけども、
0:49:44	消防法または建築基準法に基づき、1種類を設置する区域区画ということで、明示ですねさせていただいてます。
0:49:54	それに伴いまして、先ほどご説明、07、
0:50:00	使用しました。
0:50:01	223 ペイジー。
0:50:04	へえ。
0:50:06	原子炉建屋の地下2回目になりまして、そうしますと、右、右側から右の下から四つ目の四角の箱ですね、RB2-4というところで、
0:50:17	サンプポンプ室になりますけども、白で今のところ何もついてないという状況なんですけども、ここに障防法建築基準法に基づいて、
0:50:28	種類設置しますというところはまだ明示はしていないところなんで、
0:50:32	今回お付けしているものは、具体的に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:37	2種類ですね、つけるように区画の中でちゃんと実施、こことなるものをつけますよっていうところを、今回例示へ明示しておりますので、
0:50:49	今のご質問に対する回答としましては、まだこの図面では事が足りないという状況になってます。
0:50:58	はい。
0:50:59	と。
0:51:00	ちょっと前提として確認したいんですけど、別添7で、表が、図面があつて、
0:51:09	ていう、ここのすべて、7の資料は、東海第2の火災区域区画を全部網羅してるものなんですかそれとも何か省いてるところがあったりします。
0:51:38	玄広木でございます。今伊藤さんおっしゃられてるのは東海第2として、許可及び工認上で、区域、区画として、
0:51:49	アノ目、今回認可をいただいている。
0:51:52	範囲、
0:51:54	のことでよろしいでしょうか。
0:51:56	そうですね火災区域区画を設定しているところを全部表と図面で起こしている。
0:52:06	元ヒロキでございます。そうしますと、まだ足りないところと申しますのは、
0:52:13	ドラム、外間有井なんですけども、放射性物資の閉じ込めと、そういったリアーもございまして、
0:52:21	ドラムヤードと呼ばれているはこたえ固体廃棄物の保管庫、それから給水加熱器の保管庫とかですね。
0:52:29	そういったところも火災区域をですね切っております。
0:52:34	そういったところにつきましては、
0:52:40	図面化はしてございませんけども、
0:52:44	通しページの200表ですね、222ページ。
0:52:50	一番最後に、表の最後になりますけども、
0:52:53	こちらの方で、
0:52:55	障防法を建築に基づき、種類設置する火災区域ということで、付けるところはですね一応エミが左側に、
0:53:05	経営ー4ー2というところから始まりまして、
0:53:12	デイ・シイの一井というところで、
0:53:17	こういったようなエリアにですね、感知器を設けるというようには、一応評定は、お示しをしている、います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:26	ただし、
0:53:34	はい。表には、トモウラはしておりますが図面としては、すべて火災区域区画のように表と一対一になってるかっていうと、
0:53:45	一対一にはまだなっていないという状況でございます。
0:53:54	すいません、東北セトイトウです。一応ですけど、
0:53:57	60 以外のものについて、
0:54:00	表で、もう表の中で網羅されてるって理解でよろしいですか。
0:54:09	エンドウヒロキでございます。はい。その通りです。
0:54:13	はい。
0:54:14	とするとえーとですね。
0:54:17	図表では一応、利便性のところは網羅されていてただ図面ではついていないところがあると。これは、すいませんねえと、図面は、
0:54:29	これから追加。
0:54:31	やる予定だったんでしょうか。どういうつもりだった。
0:54:57	現在ヒロキでございます。
0:54:59	1 通のA、一つを設置するっていう場所につきましては、具体的に今ご提示させていただいてます、細かなこの梁を
0:55:12	表示したような図面ではなくてですね。
0:55:16	普通に今、許可或いは公認で使う、
0:55:23	添付してございます。それと建物の配置図等にプロットアウトをしようと今、考えておまして、さらに工事の前、前になりますけども、
0:55:35	1 通ですので、火災のターゲットに対して、消防法等に基づいた、その個数になりますけども、どこに設置すればいいかということ、詳細的に埋め、現場を見ながら、設置をしようと考えておりました。
0:55:51	というところで、ここまで細かな図をですね仕上げるというようなイメージは、ちょっと現在私どもではまだ持ってなかったという状況でございます。
0:56:01	規制庁伊東です。はい。
0:56:04	ちょっとあれですね 1 種類置くっていう、区域区画の扱い。
0:56:09	扱いというか、とらえ方がちょっとちゅ、
0:56:13	若干そごがあるかもしれないんですけど、椅子類だけ送っているところはつまり、
0:56:18	審査基準。
0:56:20	火災防護審査基準の原則、
0:56:24	慣例外かって言ったら、例外部分ですよねちょっとそこは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:30	認識合ってます。
0:56:36	近年のニイツです。例外で考えており、
0:56:39	はい。
0:56:40	ついとするとですね、
0:56:44	やっぱ、介護とかラップで齊藤室長からも言ってるんですけど、
0:56:51	原則と例外とがあって、例外のところは特に、
0:56:55	丁寧に説明して欲しいっていうところはお伝えしているところではあって、
0:57:01	なので、何かその1種類、双方にも、
0:57:04	消防法とか建築基準法に基づいて1種類置きます。
0:57:09	終わりっていう感じの資料に見えるんですけど、
0:57:12	そこは、該当する区域区画、
0:57:17	についてどういうふうに、
0:57:18	感知局かっていうところは、
0:57:21	網羅的に進めてもらうところ必要があるのかなと思ってはいます。
0:57:30	わかっていただきましょう。
0:57:41	元ヒロキでございます。はい今野の
0:57:47	流れでいきまして、
0:57:49	今、私どもでも準備しようかなと思っていたのは先ほど申し上げた通りになってございまして細かなところでいきますと、
0:57:57	ちょっと1ヶ月ぐらいは1ヶ月は超えるかなっていうところで、今現場の方ではですね、
0:58:06	着手しようという話にはしていますということで、
0:58:09	9月に入ってしまう。
0:58:13	そのぐらいの方だ。
0:58:15	になってしまうかなというところで今も、
0:58:18	考えてはあります。失礼です。今現場で着手と言ったら何に着手するっていう、こういった図面かですね、詳細今私申し上げたんです。さっき申し上げたのは、
0:58:31	今のは阿久津藤阿久津と申しますのは許可工認等で使っていたような平面図がございまして、そういったものを活用しながら、まずお見せするのかなっていう考えでした。
0:58:43	言いました。それ以外に、もうちょっと詳細なものを先ほど申しました現場の対応ですね、をするにあたってもう少し詳細なものも必要だねという話はもう起こしております、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:53	それが約1ヶ月から2ヶ月ぐらいかかるというような話をいただいております、
0:58:59	頑張っても9月の中ぐらいで仕上がってくるかなと。それに対するいついつご提示できるっていうことをですねちょっと申し上げられなかったので、
0:59:11	今、冒頭申し上げた我々が考えている発掘を用いたというところで、ご回答させていただきました。
0:59:21	そうですねファーツ葛生を用いてっていうところが、
0:59:31	それはくずの方はもっと早く出せるってそんな感じですか。
0:59:55	規制庁ニシウチですけどそれはくずっておっしゃってるのは、いわゆる、
1:00:00	感知器関係の釜河西葛西関係の情報が何も無い、純粋な平面図って理解でいいんですかね。
1:00:11	この今日のヒアリング資料の後ろの方に図面が載ってるじゃないですか。火災区域区画の境界から感知器の配置とか、
1:00:20	これのことを指しているはずって言うてるものは、これじゃないんで、これの基となるものを言うてるんですかね。
1:00:27	県連の本日ですいません。
1:00:30	あげて、
1:00:32	この154ページ以降から、
1:00:35	ゴコウというのを、
1:00:37	今回、
1:00:39	許可既公認の、
1:00:41	イメージでつけているんですが、このイメージ。
1:00:46	規制庁ニシウチですわかりましたで、この泊図2、200ページ以降の具体的なその区域区画の境界とか、感知器の配置場所っていう情報を載せるのに、
1:00:59	ちょっと時間、それが9月くらいになるってことをおっしゃってるところです。
1:01:03	元のニイツですけどこの泊図レベルで、
1:01:07	1、
1:01:13	規制庁、西内ですけど泊図レベルで1ヶ月っていうのがよくわからなくて、あれもう、だって、今日、今まさに設計してる場所ではないですよ。
1:01:24	もうすでに許認可を何ヶ所の形でしている場所ですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:30	この薄ずに1ヶ月っていう意味合いがあんまり僕は理解できてなくて、
1:01:35	なぜそんなにかかるのかが単純にわからないということをやっとまず確認したいんですけど。
1:01:45	ここっていわゆる工事計画、
1:01:48	要は許認可のライセンス上で提出いただいている図面ってことですよ。それを出すのに1ヶ月っていうのがよくわからなくて何か意図を取り違えてたら申し訳ないんですけど、
1:01:59	はい。広木でございます。イトウは、取り違えているものではございません。おっしゃる通りでございます。今
1:02:08	お店しています
1:02:11	155 ページになりますけども、こちらで、
1:02:17	こちらでいきますと、他てに見ていただきましたっていうか普通にみていただきまして、
1:02:24	原子炉建物の中の
1:02:28	真ん中の四角ですねこの原子炉建物になります。それは右下稼働のところ、四角い箱が四つあって、真ん中に丸い
1:02:36	煙感知器でポチッと。
1:02:39	存在してございます。
1:02:42	これはあくまで概要というか、補足のほうでご説明を差し上げているものなんですけども、
1:02:50	ここポチッと打ってるだけなので、具体的に今ご説明差し上げたオノ針等がある、そういった情報ですね。
1:03:00	これ、これのレベルに落とそうとしますと現場を確認しながら、具体的に寸法等を取ったりしなきゃならないということになってございます。
1:03:09	そういった現場の方の対応を踏まえると、この中でも、
1:03:15	粗々ではない、ぎりぎり詳細まではいかないんですけども、きちんとしたところに、このぐらいにつけ付けられるだろうというようなことをお示しするのがそこに時間かかってしまうと、さらに、
1:03:26	後者後半で申し上げた、具体的に本当にここでいいのねっていうところはさらに、詳細に現場をですね、見た上で、少し寸法ずらすような形になりますけども、
1:03:37	適合したところに設置をすると、というようなそういう流れで今考えてございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:45	あ、ごめんなさい、ちょっと若干僕も勘違いしてたかもしれないですけど、あと、ちょっとくださいね。
1:03:51	薄ずって言ってるようなこの 155 ページのこれのイメージって何でしたっけ。なるほどなるほど。
1:03:57	今の話を聞くとこの薄ずに 1 ヶ月じゃなくて、
1:04:01	200 ページ、2 は、
1:04:05	200、
1:04:06	230 代、30 ページぐらいについている。
1:04:10	ものに 1 ヶ月ぐらい。
1:04:13	230 ページのものはさらに 1 ヶ月よりさらにかかる、だからその 155 ページのものに 1 ヶ月、
1:04:20	230 ページぐらいのものにさらにかかるってそういうことですか。
1:04:28	規制庁西内です。若干今までのP電力の火災バックフィットとの関係でいうと、PBLそれなりに火災ばかりと時間かけてるところもあったので要はもう若干いわゆる設計さんの範囲も、
1:04:41	見据えながら結構もう図面作り込んだ上で説明されたんですね。
1:04:46	ていうところもあったので、いわゆるルー、230 ページとかでもらっている図面が一通りそろった状態で我々事実関係の確認をしてたんですけど、
1:04:56	今、今多分、日本原燃のの状況を聞くと、多分いわゆるまず、設計の本当に工事計画と段階として、今まさに進めながらやってるわけですよ。だから最終的に現場で施工する単位段階の詳細設計は工事計画認可を終えた後にその設計さんという形でやることを想定されてると思うんですけど、
1:05:15	そういう意味では、まずは発掘レベルやそちらがおっしゃってる泊図レベルでもいいので、しっかりまずご説明はいただく必要はやっぱりあるかなあとは思ってますと、やはり
1:05:28	まず 2 種類っていう時点で例外から外れているんで、例外から外れてるものの残りの 1 種類は消防法施行規則通り置くっていうことはやっぱり我々も確認はしっかりしたいかなと思ってるので、
1:05:40	まずはくずレベルで出してもらうってのは必要かなと思うんですけど、じゃ、さらにそのあと、いわゆる 230 ページとか出してもらったような具体的な図面まで、
1:05:51	要は審査の段階でどこまで必要かっていうのが一つあると思うんです。
1:05:56	そういう意味では例えばですよ、わかりやすい例でいうと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:00	四角い只野だっ広い。
1:06:02	躯体の建屋がありました。そこに消防法施行規則通り置きますっていう方針を説明されました。
1:06:08	何か問題意識が生まれる、生まれるかという、
1:06:13	生まれませんよね。明確だと思っていて、だからそのいわゆる場所にやっぱよってくると思うんですよその確認の粒度がどこまで及ぶかっていうと、そういう意味でいうと、一律すべてこの 230 ページ目の具体的な情報を出すっていうことにどれぐらい意味があるかっていうと多分、
1:06:28	お互いそこ、要は無駄な労力になってしまうっていう部分あり得るのかなと思うので、
1:06:33	まずはしっかり発掘レベルでも結構ですので、全部の、今回申請されている、今回の申請で申請されている範囲について、すべての火災区域区画の情報を、
1:06:45	まずは出していただく。
1:06:47	ていうのがまず第 1 ステップなのかなと思ってますと。
1:06:52	その第 1 ステップでこちらから具体的に確認したいっていうような内容がやはりあるのであれば、要は感知器を設計するにあたってちょっと特に留意しなきゃいけない事項が見受けられるのであれば、
1:07:02	それこそ例えばですけどヒアリングで確認する、もしくは現地に行ってちょっと確認させていただくという確認手法あるので、そういった流れで、最初からその 230 ページとかの具体的な図面とかまでをというよりは、まずはしっかりその
1:07:16	設計しようとしている範囲の区域区画の情報を網羅的にまず出していただくっていうところをちょっと、まずはやってもらえればいいのかあとちょっと話を聞いていて思いましたというところです。何か認識にそごあります。
1:07:31	減じることでございます。認識にそごはございません。
1:07:52	井藤です。
1:07:55	続けてよろしいですか。
1:07:58	それと規制庁ニシウチですけど、発掘にも 1 ヶ月かかるっておっしゃったんでしたっけ。
1:08:05	玄広木でございます。このレベルで、現場を確認しながらですねもう少し今先ほど申し上げ、申し上げました、真ん中にぽちっとこう置いてるだけなんですね本当にここでいいのかっていう確認をですね、
1:08:16	していかなければならないと私どもも思ってまして。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:06	規制庁西内ですけど方向性としてまずはそれでいいのかなとまずやっぱりもう、我々も、今回申請されている火災区域区画っていうものを、まず網羅的に情報をまず把握したいとっていて、
1:09:19	その中でも特に感知器の設置に関して、留意すべきような環境条件がありそうなところに、さらにもうちょっとその細かい粒度で、その情報を求めていきたいとっているので、
1:09:30	現状そういう状況なのであれば最初から最大流動のものを出してもらうのを待って、何か動くかっていうのであればまずは母層レベルで、
1:09:40	なんならば、今、
1:09:43	まさに話ありましたけど、泊レベルのものにどれぐらい時間をかけてやるのかっていうところも含めてかなとは思いますが。はい。
1:10:16	別に現時点で具体的な日程とかまでっていうわけではないですけど、
1:10:20	もし、本当に時間がかかるようだったら、取り急ぎは、関係する火災区画区域の、泊図のさらに前の許認可ライセンス上のものでも構わないので、
1:10:32	そういった情報をちょっとまだ、ヒアリング資料とかにまとめて入れてもらえれば我々の確認がスムーズに進むというところですかね。はい。
1:10:49	エンドウヒロキでございます。
1:10:50	時間軸で申し訳ございませんけども、
1:10:54	今 155 ページですねこういったものを図を使いながら、
1:11:00	吹き出し線吹き出し等を用いて、区画区域区画番号等を用いながら、軟骨、
1:11:08	一つつけ 1 種類つける。
1:11:11	そういったようなところを、お盆前までお時間をいただければありがたいかなと思ってまして、
1:11:20	9 日 10 日、遅くともこの等々ぐらいまでには、ご提示はさせてさせていただきたいというふうに考えています。
1:11:29	はい、規制庁西内ですそういう意味では、それを見て、
1:11:33	何か追加で、
1:11:35	確認すべき点があればさらにちょっともう少し情報を求めるっていうことになると思うんですけど、まずはそういった対応でいいのかなと思います。はい。
1:11:43	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:45	何て言うんですかねこちらは無駄な資料を最初からなんか要らないかもしれない資料を求めるといよりかは、まずはステップごとに分けていけばいいのかなと感じます。
1:12:01	はい規制庁イトウです。
1:12:05	そうですね。
1:12:07	網羅的に確認したいところかというと、今 1 種類のところを言いましたけど、
1:12:13	感知器、
1:12:15	等設置しない区域区画についても、
1:12:20	網羅的に確認をしたいかなと。
1:12:23	すいません、別添 7 の表に、
1:12:28	全部載ってるってことであれば一応、
1:12:31	アライアンスがこの表ガーッと見れば、設置しない区域区画っていうのは、
1:12:38	網羅されてるっていう。
1:12:40	理解でいい、いいんですかね。
1:12:45	経験の日です。そうですね別添 7 のところで全区域計画は示しており
1:12:59	はい。規制庁伊藤です。
1:13:03	すいませんちょっと設置しない。
1:13:05	所の関係でちょっと私にわからなかった
1:13:09	パワーポD17 ページ。
1:13:13	17 ページで、
1:13:17	標準っていうのが載っていますと。
1:13:23	設置しない会計企画で、
1:13:25	該当芭蕉。
1:13:28	脳内
1:13:30	前半、前半点
1:13:33	CHASTE
1:13:34	等、
1:13:35	で、
1:13:37	音を待って、
1:13:39	わあ、これはあれですけど、節操方法。
1:13:45	施行令 32 条d、
1:13:48	Mendozaれている箇所。
1:13:50	ていうと、ここへ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:13	現在ヒロキでございます。
1:14:15	あと
1:14:16	ショーワ正田イトウ甲斐殿小代伊井のものになってございまして、消防で障防法で免除されているかと申しますと、
1:14:27	当時、当時免除されていたのではないかなと推測で申しわけございません
1:14:33	消防、消防署が消防のところに行きまして、具体的に東海大に対するその設置するしないというような記録があるかという確認をいたしましたところ、
1:14:45	具体的にその古すぎてもう物がないというところで、具体的に線量が高いところ、それから温度が高いところですね、そういったところについてないところがございこれ具体的に水の中とか線量が高いエリアになってまして、
1:15:00	そうしますと、そこは、
1:15:02	その昔ですけども、免除されていたんではないかと、というように、消防とはアノは消防さんと話をさせていただいてるところでございます。
1:15:13	はい、土肥です。今、線量が高いって言ったのは、17 ページの中だと、どこの部分を言ってます。
1:15:28	はい。ヒロキでございます。17 ページいきますと、一番上ですね。
1:15:33	FPC。
1:15:36	学生向けタンク室とかクリーンナップってCUWとありますけども、
1:15:41	冷却材浄化系になります。そういった汚染水をですね、大量に持っているところ、そういったところが高線量エリアというところになってございます。
1:15:55	ごめんなさい。今おっしゃったのは、分類Aの
1:16:00	該当箇所の上の半分ぐらいの部分っていうことでいい。
1:16:04	はい、広木でございます。おっしゃる通りでございます。分類Aの右上の、FPC学生受けタンク室、それからその二つ、二つですね。
1:16:16	CuWのAB、
1:16:18	ここはまず、線量が高いエリアとなつてございますその下二つにつきましては、水の中、それから単なる箱というようなところになってございます。
1:16:31	すいませんね

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:34	なんすかね。まずこの該当場所の説明だけを読むと、全然線量が高いみたいなところは書いてないんですけど、線量が高いっていうのも何か免除と関係があるんですか。
1:16:53	元ヒロキでございます。
1:16:59	申し訳ございません。線量が高いのは、高井伊井ですけどもこの分類Aと申しますの真ん中の数、感知器の設置のところに記載があります。
1:17:08	火災が発生する恐れがないエリアというところで整理をさせていただいています。プラス当然のクリーンナップっていうか、フィールドイング等です、ここは線量が高いエリアになるんですけども、
1:17:21	そもそもは、真ん中に書いてある記載の通りで、しないエリアというところで整理をしているところでござい。
1:17:28	はい。
1:17:29	伊藤です。それで、ちょっとここで最初聞こうと思ってたのは、該当場所、何か上半分ぐらいのやつと、その下に五つ。
1:17:41	ルーフベントファン節からcosタンクまで。
1:17:45	分かれてるんですけど、下の五つは免除とは関係なく、設置しないっていうことにしてるっていうそういうことなんです。
1:18:03	4年ヒロキヒロキでございます。鳥栖消防からですね、免除というようなところは現時点では、
1:18:12	ないと思ってますないというか、あそこの話はですねまだ所轄消防さんとのそういった話まではできていません。我々、
1:18:23	東海の中で、記載の通りですね、
1:18:28	長谷元がない、飯尾
1:18:31	火災が起きないというところからチョイスをしているエリアになっている。
1:18:38	火災対策室の齋藤です。
1:18:42	まず、
1:18:45	そうだとする、今、広木さんから、多分これ正直なお話として、具体的な回答をいただいたと思うんですけども、
1:18:55	まず一つとして、し、資料、今日1かな表の中でピンク色と。
1:19:02	あれに分けてあるところそこ消防、コメントナンバーの10何番かなんかのの上の方に残ってるやつのところはピンク色に色ついて、
1:19:12	そこで、消防、消防法のものさ、施行令32条の例外規定適用を受けてる箇所あるかという話を聞いてるところに対して、
1:19:23	ありますって言って答えてると思うんだけどもね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:25	そもそもじゃそれを今の話で言ったらですよ、確認できてないんだから、そもそも、
1:19:33	わかんないじゃんって話になるわけですよねその上でじゃわかんないって話であるのであれば、最初からそういう
1:19:42	エリアを、
1:19:43	その消防法に基づくエリアっていうのを振ったときに、設置しないエリアっていうのがありますよねみたいな話があったときに、今のこの表のように二つに分ける意味って何ですかって話なんですけどね。
1:19:58	全部一緒にいいじゃないですかそれだったら、それを1ヶ所1ヶ所等なんてつけずに、すべてのエリアをスペースが小さいのであれば、そこを別のページに飛ばして、
1:20:08	きちっと全部書き出してそれを一つ一つ全部説明していただけたらいいんですけれども、今のこの構成でいくとですよこの今、伊藤から聞いている。
1:20:18	のところの、という区分のところには、一番右側のところに大きく二つのカテゴリーに分かれてるように見えてるわけなんですけども、そもそもこの二つのカテゴリー分ける意味あるんですかって話。
1:20:31	伴。
1:20:32	直接的に間接的に聞いているんですけども、最終的にはですね。
1:20:37	意味あるんですか、ないんですか、事実関係として。
1:20:42	今話を踏まえた上ですればということなんですけどね。
1:20:50	原燃の新津です。
1:20:52	二つのカテゴリーに分けているところで、
1:20:57	上側が、
1:20:58	安全停止だったり貯蔵閉じ込めの機能がそもそも、
1:21:02	影響を受けない。
1:21:04	ので障防法でやるところなんだけれども、
1:21:09	サノところは、
1:21:12	安全停止だったり、
1:21:14	保有する。
1:21:15	場所ではあるんですけどその火災の影響、
1:21:20	しない。
1:21:22	ここのところは設置しないという
1:21:25	二つに、
1:21:28	るところなんだけど、発生しないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:30	設置しません。
1:21:32	東郷コウノ、1個なんだけれども、発生しない。
1:21:40	火災対策室の齋藤です。そもそも、
1:21:44	今新居さんお話してて、自分で矛盾してること気づかないですかね。
1:21:49	1ツ瀬アノ消防法に基づいて一つ設置しますでも設置しません。
1:21:56	それって、今のこの基本設計方針とか、いろんな説明の中で、
1:22:01	そもそも話が成立すると思ってます。
1:22:05	いやそもそも、原則は、
1:22:08	二つ設置します。
1:22:10	で、例外として、大きく話を言えばですよ。結論の方から言えば、
1:22:17	いろんな条件が重なって、火災が発生する恐れがないから全く設置しません。
1:22:23	またはその消防の安全機器等の話後でまたゆっくり確認しますけど、そうしたことを踏まえた上で、1個設置しますと、
1:22:34	そういうエリアに大きく分かれるわけですよねつけるつけないっていうだけの話です。
1:22:40	そこつけないっていう話について、1個つけるエリアでつけませんっていうところと2個エリア設置そもそも2個エリア設置するエリアだから、
1:22:49	つけませんっていうところをわざわざここで分ける必要あるんすかねという話を聞いてるんですけど。
1:22:55	事実確認と、
1:22:57	それはそうしたいっていうんであればそういう説明の仕方をきちっとされるべきだと思いますし、
1:23:03	そうでないっていうんであれば、そういう話になりますしそこはアノ接基本設計方針として日本原電がどのような考えに基づいて、整理をして、このような、
1:23:16	説明資料になってるかってことをきちっと説明しなきゃいけないと思うんですけども、
1:23:22	いやもし伊井さんがおっしゃったようなやり方をするのであれば、きちっとそれはアノタテウチaのカテゴリーの中で多分、1のカテゴリーA2のカテゴリーみたいな形で説明するんじゃないですか。
1:23:55	火災対策室の齋藤ウダ様は、フローの話の中と、それからその結局基本設計方針から繋がるその全体の流れの中でどのように説明するかということそれは日本原電が任されている。
1:24:10	が基本的には説明して、我々が

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:14	それを妥当と思うか、妥当とするかしないかという判断によるわけですがけれども、まず事実確認として、どのような考え方に基づいて、このエリアをきちっと分けてますかっていう考えをはっきりさせてもらいただかないと、
1:24:28	我々だってその審査会合とかそのぜひ議論できないわけですからちょっとその部分も含めて、
1:24:33	ちょっと整理していただいてもよろしいですか。
1:24:57	元の三つです。
1:25:02	フローの
1:25:03	パワーポイントの 11 ページ。
1:25:05	のフローのところですねえと私が先ほどちょっと、
1:25:12	左側は、
1:25:15	安全機能へ影響が、
1:25:18	ある。
1:25:19	場所なんだけれども発火元となるものがないところ、Yesというのと、障防法のところでは、下限がないところイエス。
1:25:27	同じ枠に入る。
1:25:38	どちらも、
1:25:42	確かにそこは、
1:25:47	改めて、
1:25:51	検討の方、
1:25:55	火災対策室の齋藤です。県、私は事実確認をただけですから、あくまでもそれを説明できるかどうかを、説明してくださいってことに対して説明の仕方を、
1:26:06	見直しますということですよ。
1:26:11	K-NET三つです。その通りで、
1:26:21	規制庁西内ですけど。
1:26:24	ちょっと大きいところから 1 回確認をしたいんですけどね。
1:26:32	火災防護審査基準の、パワーポイントだと 6 ページ目のところなんですけど、
1:26:44	例えば大きく四つの要素があるかなあと思っていて、
1:26:50	火災感知設備を、
1:26:53	まず、この赤枠の部分で書いてもらってる火災感知器を選定するって型式を選定するってところが 1 個ありますよね。
1:27:02	ちょっとBポツが若干まざっちゃってますけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:05	Bボツの中の誤作動防止っていうのが1個独立してこれあるので、どこどこ顎サトウ防止ってのもありますよねと。
1:27:13	で、あとは、異なる感知方式を、固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等をそれぞれ設置するよう組み合わせで設置する。
1:27:24	要は2種類組み合わせで設置するっていうのがまた一つありますよねと。
1:27:29	で、最後に設置するときの設置方法を今回だと消防法施行規則っていうバックフィットの要求を伺ってますけどもその設置するときの話。
1:27:37	大きく、ちょっと誤作動防止は1回ちょっと外しますけど、選定と、
1:27:43	組み合わせと設置っていう多分大きく三つ、多分フィールドがあると思っ ていて、
1:27:48	で、まずそれらがですねちょっとよく、どういうふうに使分けられている かがわからないっていうのがまずありまして、
1:27:55	もうちょっと言うと、基本設計方針を今後ろの方につけてもらってますけ どね。
1:28:04	25 ページ目からですか。
1:28:07	ちょっとまず読んでいただきたいんですけど、選定っていうワードがどこ にも出てこないんですよ。
1:28:15	というところからまず火災防護審査基準との対応関係がよく理解できな くて、
1:28:24	基本設計方針に出てこない選定っていうワードを使ってその選定フロー と言われても、何を説明しているか全くわからない。
1:28:34	というところがあつてですね。
1:28:37	ちょっとまず、日本原電として、
1:28:41	型式を選定して、
1:28:43	組み合わせで設置するっていうその三つのジャンルにおいて、それぞ れ何を考慮して、どういう結果を、
1:28:51	出しているのかで選定した結果、さらにその組み合わせに繋がる、さら にその設置に繋がるって多分それ繋がってるんですよ。その繋がりが よく関係性がわからないんですよ。
1:29:07	というところを、ちょっとそれをまず整理をして欲しいっていうところが、
1:29:12	何か、
1:29:13	まず一つ。
1:29:15	お願いをしたいことであつて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:17	多分今ですねいろいろその 2 種類オク 1 種類オクっていうところってこれ多分 1000 選定の多分次の組み合わせのところになると思うんですね。
1:29:25	要は、2 種類か 1 種類かっていうところはいうなれば組み合わせとして、
1:29:30	そもそも 2 種類組み合わせないという選択肢をしているわけですよね。だから組み合わせのフィールドで多分考えていることだと思うんですよ。
1:29:37	だから今何かいろいろそこら辺がごっちゃになっちゃっている気がしていて、
1:29:41	それをちょっとまず分割、明確に分割して、しっかり説明をして欲しい。
1:29:47	最初イトウからその選定フローって書いてあるけどその内容がよくわからないって話もあったんですけど、多分、まさに選定っていうのが何をやっているかそもそも、基本設計方針に書いてないので、
1:29:57	まずわからない。
1:30:00	というところをちょっと確認をしたいと思ってますと。
1:30:05	まずちょっと確認をし、したい内容はご理解いただけます。
1:30:14	何を言いたいかはご理解いただけますかね今の何か言っている趣旨がちょっとわからないとか何かありますが、今の今田千葉時点で、
1:30:22	ちょっと趣旨はちょっと理解いただけたらそのあとちょっともう少し具体的な例を出しながらちょっと確認を進めていきたいんですけど、何か今時点でちょっと疑問というかありますがずれてそんなところ。
1:30:41	案件でヒロキでございます。
1:30:43	今野ニシウチさんおっしゃられてることは、伊藤さん、井藤さんもそうなんですけども、まずフローと、それから今回、私ども準備しました
1:30:56	表 13 の整理、
1:31:15	今ご質問等聞いてまして、このフロー。
1:31:21	と、今の表 13 の、我々整理している関係がいまいち繋がってないというところと、それから具体的に基本設計方針に、
1:31:30	この選定フロー、
1:31:32	フローではないにしてもこの選定の方法が記載されていないという、そのご指摘。
1:31:38	確認をいただいた事実確認いただいたところで、
1:31:43	そういったものを踏まえながら、上から順に綺麗に整理して整理した上で説明すべきではないかというような、
1:31:53	ゴトウでよろしかったでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:58	規制庁西内です。
1:32:02	表 13 だけじゃなくて、多分表 8 からすべてですね。
1:32:08	多分選定フロー以降すべて、
1:32:11	の整理がごっちゃになっている。
1:32:14	もうちょっと 1 個 1 個ちょっと具体的に確認していきますね。
1:32:19	まず表 8 からいくと、
1:32:22	表 8 ってここ火災感知器の選定で考慮が必要な条件って書いてあると思うんですけど、
1:32:29	これまさにこういう火災区画、一般的なちょっと置いときますけど、
1:32:35	例えば放射線量が高いところだと、いわゆるアナログ式の感知器っていうものが、
1:32:40	ICチップとかそういった電子部品使っているんで、ちょっと放射線影響を受けて故障してしまう。だから非アナログ式の熱感知器を使うってそういうことですよ。
1:32:48	だから、型式いかなればそこで使用その裾野環境で使用可能かどうかみたいなそういう意味合いで型式を選定しているそういう条件をここ記載いただいていると思うんですけど。
1:32:59	それがまず選定だとすると、
1:33:02	次の表 9、見ていただくとですよ。
1:33:05	供給これまた選定方針って書いてあると思うんですけど、
1:33:09	表のタイトルが選定方針なのでここ多分まだ選定のパートのように読めるんですけど、
1:33:14	一方で、
1:33:16	左から 2 列目のところを見ると、
1:33:21	違うか
1:33:23	この段階にまた組み合わせの考え方がまた入ってきてるんですよ。
1:33:27	要は、③の放射線量が高い場所でいうと、これ、要は 1 種類しかも置かないってこの時点で決めてるってことなんですかね。
1:33:39	ちょっとこの結果がまずわからなくて、
1:33:41	この放射線量が高い場所って言ってるのは、もうこの時点で 1 種類しか起きませんよっていうふうに結論づけているのか。
1:33:52	下の日数です。15 ページの③のところの放射線量が高い場所については、
1:34:00	煙吸引式のものと、非アナログの熱感知器
1:34:05	の 2 種類をつける。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:08	として、
1:34:11	コースの、
1:34:14	規制庁ニシウチですだから、ここはまだ選定方針なわけですね、選定するっていうところで、ここは組み合わせっていう考え方が入ってきている。
1:34:29	懸念の日数。
1:34:30	そうですね。
1:34:34	そうすると一。
1:34:37	ちょっともう1個進んで標準なんですけど、
1:34:42	さっきおっしゃっていただいた、一番最初の1個しかオカないよっていうところは、そもそも組み合わせないっていうジャッジをどこかでしてるわけですね。
1:34:56	で、
1:34:58	ちょっとこの表ちなみにそういう意味でいうと、この標準って今、設置のイメージで書いて設置の表っていうイメージで書いてるんですけど。
1:35:13	多分、今設置のイメージなのかなあと読んでいて思ってたんですけど。
1:35:18	多分だから組み合わせっていう概念がまず今、どこかにちょっと目分ちよつといろんなところに入っちゃっているっていうそういうことかなあと思いますねまずは。
1:35:27	要はいうなれば選定っていうところ。
1:35:30	最初の選定にもう組み合わせも含んでます。こういう場所については、こういう感知器の組み合わせを選定するっていうようなそういったそういう説明もあると思うんですよ。
1:35:42	だから、ちょっと今組み合わせがどこに入ってるかがわからない。
1:35:49	ていうのが多分、まず一つですかね。
1:35:52	考え方組み合わせの考え方。
1:35:57	そういう意味ではちょっと今の選定等、設置の方に入ってそうな組み合わせの考え方っていうのをちょっとしっかり一本立てて、パートごとにちょっと説明いただく。
1:36:07	で、
1:36:08	組み合わせが実はどこに入るかって、
1:36:11	多分これは考え方によって多分結構変わってくるんですけど、要は、さっき言ったように、
1:36:16	先手組み合わせを最初からその環境条件ごとに選定して、あと設置するだけだというパターンもあると思うんですよね。ただ一方で、今回、設

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	置方法についても消防法施行規則通り設置できるかできないかって多分考え方があって、
1:36:32	2種類選定しました。でも片方障防法施行クドウ施行規則が設置できませんってなったら、1種類しかオカレなくなっちゃうじゃないですか。
1:36:38	で考えたら多分組み合わせて、
1:36:41	選定するときのいわゆる使用可能かどうかという条件もありますし、設置できるかどうかという条件もあるし、そういうのを含めて、
1:36:49	多分最終的に組み合わせて総合的に勘案して決めていくのかなっていう気もしてるんですね。
1:36:55	という意味で、組み合わせを結局最後、どういうふうに決めてるかっていうのがよくわからない。
1:37:06	多分、そもそも1種類にするっていうところで機構にでもやってるところだと思んですけど、その内容がちょっとうまく説明をいただけてないのでちょっと若干迷子になっちゃってるっていうのがちょっと正直な印象です。
1:37:31	片理ヤマモトですけども、今のコメントはいわゆる、
1:37:37	基準が選定組み合わせ設置という二つのす、三つのフェーズになっているから、それが組み合わせがどっちくつつくのか、別にしてそれがどこでやってますよというのを明確にして欲しいという、
1:37:50	ふうに受け取りますその理解でよろしい。はい。まずその理解で結構です。基本設計方針上で読めないの、ちょっと基本設計方針読めなくて選定の表を見ていると、ちょっといろいろまざっていきうなので、どういう考え方かなというところで、
1:38:04	少しちょっと、
1:38:06	事実関係をちょっと確認をしたいなというところですね。
1:38:11	わかりました了解しました。
1:38:14	で、ちょっとここ考慮いただきたいのか、もうちょっと進んMeltですね。今組み合わせっていうのがちょっとどこにいる、基本設計方針上でまず選定が書かれてないっていうことと、
1:38:26	あとは組み合わせっていうのがこの具体的なパワポの方だとちょっとどこで何を考慮するかわからない。
1:38:34	ということと、
1:38:36	あとは、選定と設置のときの何か条件が若干、何かごっちゃになっているかっていうのがちょっとよくわからなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:45	さっきの放射線量の件で言うと、選定のとくに、こういったアナログ非アナログ式の熱とかを選定しますっていうのは考慮してるわけですよ。
1:38:55	じゃあ、一方で標準脳、
1:39:00	dポツ、違う、表中の、
1:39:04	椎野ろうですかね。
1:39:09	これはさっきの選定の条件とは何か違うんですか。
1:39:14	同じなんですか。
1:39:18	さっきの選定した時に熱感知器とかアナログ式のものが壊れるからっていう条件を挙げてあげられてると思うんですけど、こっちの設置のときに考慮する放射線量が高い場所って何ですかと。
1:39:35	原燃の新津です。17 ページの表中で記載している。
1:39:40	放射線量が高い場所というところと、15 ページの⑤。
1:39:45	③
1:39:47	のところは、同じところに、
1:39:53	な規制庁ニシウチですけど、同じっていうのがよくわからなくてなので、選定したものを設置するんですよ。2 回同じことを考慮する意味って何かあるんですけど。
1:40:07	要は、さっき言ったように、選定のとときには多分壊れるから故障するから、
1:40:13	ていう意味合いで選定してる設置のときって、
1:40:16	設置できるかどうかという条件をピックアップしてるんじゃないんですけど。
1:40:21	要は障防法今回バックフィットで消防法施行規則通り設置するって設置方法が明確になったわけですよ。
1:40:27	だからその設置方法の通りに設置できるかどうか。
1:40:30	できないんだったら例外的な条件としてピックアップしなきゃいけないわけですよ。
1:40:34	だから、設置できるかどうかの条件として挙げてもらってるのかなと思ったんですけど、同じと言われると若干やっぱ何か、その設置条件っていうものがどういう形で考慮したかがまたわからない。
1:41:16	ちょっと、じゃ、もうちょっと具体的に質問すると、この主蒸気管トンネル室にオク、2 種類さっきの選定妥当非アナログの熱と煙吸引式ですかね、その 2 種類があると思うんですけど、それらは、
1:41:28	消防法施行規則か、もしくは技術基準の省令だったかな。要は、検定品を受けてない方の設置方法が書いてあると思うんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:39	それらに基づき設置してるんですかしない、設置できるかできないか。
1:41:45	原電の新津です。それらに基づいて設置をしている。
1:41:50	規制庁西内です。であれば、表中で登場する理由がよくわからない。
1:41:56	これ設置のときに考慮している環境条件かなと思ったんですけど。
1:42:02	これはあくまでだから、ちょっと、
1:42:05	要は、これはあれですかね選定のときに考慮している環境条件も変えてるってそういうことなんですかね、とい思って読むと、ただ、全部全部書いてるわけじゃないじゃないですか。
1:42:15	若干ちょっとごっちゃになっちゃってるんじゃないかなっていう気がするっていうところですね。
1:42:19	少し分割して整理いただいた方が、多分お互い共通認識がとりやすくなるんじゃないかなっていうふうに思ったっていうところですね。
1:42:30	記念の日です。そうですね 17 ページのところでも放射線量が高い場所という
1:42:36	こちら
1:42:38	故障してしまうため
1:42:40	アナログのものですね。
1:42:51	先ほど、
1:42:58	はい、規制庁ニシウチです。
1:43:03	そうですねそういう意味でいうとあとは、表 11 は 1 個。
1:43:17	そうですね標準ニジュウサンも結局一緒ですね多分来、
1:43:23	うんそうですね飄々中で、
1:43:31	非ちなみ表中と、表 13 の違いがちょっとまたわかってなくて、
1:43:37	表 13 でCが出てこない理由は、何なんですかね。
1:43:52	それは多分今おっしゃっていただいたように主蒸気管トンネルと結局、
1:43:57	消防法施行規則通りにおけるから、
1:44:00	多分標準 3 年は書いてない。
1:44:02	どこですか。
1:44:06	まして、
1:44:08	いるところとしましては 19 ページの方の、
1:44:12	表 12 の方で放射線量が
1:44:15	高い場所、
1:44:16	主蒸気、
1:44:17	残った
1:44:21	規制庁ニシウチですわかりました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:26	ちょっと今言ったようなところが例示なんですけど、
1:44:31	ちょっとそういったところで全体的にちょっと若干よう、理解がしづらいと ころがあって、
1:44:37	もうちょっと具体的にちょっとお願いしたいことを言うと、
1:44:43	火災感知器の型式の選定のときに、
1:44:47	要は使用条件みたいな多分そういう意味合いかなと私は思ってますけど、 違うんだったらちょっと違うと明確にしといてください。選定のときに 考慮している環境条件、
1:45:00	あとは、
1:45:01	多分予想される火災の性質っていうものも考慮するように火災防護審 査基準上書いてあると思うんですよ。
1:45:08	だから、いわゆる考慮選定のときに考慮していること。
1:45:16	例えば環境条件予想される火災の性質、他にもあるんであれば明確に 書いて、出していただきたい。
1:45:24	っていうものと、
1:45:25	先にちょっと設置に行っちゃいますね、設置のとき。
1:45:28	で、ここで言う設置っていうのは、火災バックフィットの時に設置方法っ ていうことを明確化しているので、その設置方法、消防法施行規則、も しくは省令ですね技術基準省令。
1:45:40	に基づく設置ができるかどうかっていう意味合いでの環境条件。
1:45:48	多分これは予想される火災の性質というよりは多分火災の環境条件で 多分決まってくるものだと思うんですけど、
1:45:55	環境条件以外にも考慮していることがあるんではそれを抱えていただ く、まだその考慮していること。
1:46:01	あとは、組み合わせ、
1:46:04	異なる2種類の組み合わせっていうものを、どういうことを考慮して決め ているのか。
1:46:12	いうなればあとは、このフローの中で組み合わせっていうのがどこで出 てくるかですよ。その人その位置付けっていうところもちょっと意識し て、
1:46:21	多分環境選定のときに考慮した条件も、
1:46:26	踏まえて、あとは、設置できるかどうか踏まえて、最終的に最善の組 み合わせを多分決めているっていうそういう意味合いなのかなあと想像 しますけど。
1:46:34	それらがどういうふうに落ちてくるのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:38	その他の3ジャンルでそれぞれ考慮していることを明確にさせていただくようなイメージで多分表を作っていたいただければ、多分それが自然とフローに落ちてくると思うんですよね。
1:46:49	ただ表は多分三つあれば、正直十分なのかなと。
1:46:54	正確に言うと、表に関しては多分、今言った、
1:46:57	考慮してることと、考慮してることがあるんだったらそれを考慮した結果どうしてるかっていうと、結果、負けましてはあれかな、条件の表と結果の表は二つあるかもあるかもしれないですね。
1:47:14	そういうイメージで多分整理いただければ、共通認識がちょっと取りやすくなっていくのかなあとは思いました。
1:47:23	で、ちょっとまず、基本設計方針の書きぶり等を整理しながらやっていただけでもいいんですけど、現状選定っていうものが基本設計方針中に書かれてないので、
1:47:35	基本設計方針の表現は一番最後また次のステップでもいいのかなと思います。
1:47:40	最初からもちろん意識していただいても結構ですし、ちょっとまずは実際にやろうとする換地設計の内容をしっかりと把握するっていうところを先にしてもいいのかなって気はします。
1:47:51	仮にそのあれですよその基本設計方針条線でももちろんその火災防護審査基準というワードをそのまま使う。
1:47:59	必要性は別に必ずしもない。
1:48:01	ですよ。
1:48:03	だから別に火災防護審査基準でいって言っている選定っていうものを、日本原燃としてはこういうふうにとらえて、基本設計を表現していますということではそれも含めて説明いただければ最後結構ですので、
1:48:15	なのでその3ステップって言いましたけど、
1:48:18	場合によってはそこは何かいくつかガッチャンコしてるんだったらガッチャンコしてでもいいですけど、少なくとも火災防護審査基準でいってそれに対して対応関係はちょっと明確にして欲しいっていうことです。
1:48:31	原電の新津です。拝承いたします
1:48:37	多分それを整理するにあたってさっき伊藤から最初に聞いてたようなところも、結局、そこら辺が多分明確になってこないからいまちちょっと頭にすっが入ってこないのかなという気もするのでちょっとそこら辺をご留意いただければなあと思いました。
1:48:53	その上で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:55	ちょっとまた個別で、ちょっとそこら辺の関係も踏まえてわかりづらいところが追加であるかと。
1:49:05	規制庁伊東です。すみません。江藤。
1:49:09	10%と17ページに戻ってですね。
1:49:16	と、
1:49:17	整理を確認しときたいんですけどこの放射線量が高い場所、
1:49:23	ねえ。
1:49:25	感知器設スルー時は、これは新審査基準通り、
1:49:31	なのか、そうでないのか、原則か例外かいうとどっちなんですか。
1:49:37	ちょっと
1:49:38	確認、
1:49:46	設置のところ、消防ホース施工を規則と、
1:49:50	十河堀井
1:50:02	原燃の新津です。放射線量が高い場所については、
1:50:08	設置方法
1:50:11	審査基準通りで、
1:50:15	ちょっと私が知らないだけかもしれないんですけど20ページの図で見ると、隣脳部屋に、
1:50:23	半田。
1:50:25	隣の部屋2、
1:50:28	検出設備。
1:50:30	をつけて、煙検出。
1:50:34	これは、
1:50:35	障防法令通りってことです。
1:50:39	元の水です。消防法施行規則通りではなくて
1:50:45	半月ではなくて、
1:50:53	感知器と同等の機能を有する機器。
1:50:57	イマセ。
1:50:58	アノ省令に落とす。
1:51:03	衛藤省令通りに設置されてるっていう整理ですか。
1:51:06	根井です。園部。
1:51:09	はい。
1:51:10	あればわかりました。
1:51:17	藤。
1:51:20	やっぱこれ標準の中に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:23	これ、放射線量が高い場所が載ってるのがちょっとよくありますね。
1:51:30	それからすいませんちょっとついになんですけど、表中のAの中で、
1:51:36	原子炉建屋附属棟屋上っていうのがあるんですけど、これって、
1:51:42	火災区域、区画番号だとどれになりますか。
1:51:48	表、表から見つけられなかったんですか。
1:51:51	原電の新津です。通し番号通しページで言いますと218ページに、
1:52:01	はい。
1:52:03	こちらのところで屋上区域という名前ではちょっとないのですが、
1:52:08	ー7ー1、
1:52:10	(1)から(8)までございます。こちらが原子炉建屋の屋上区域
1:52:18	は、大野7ー1の、
1:52:21	全部ですか、いつから、(1)から、
1:52:26	はい。
1:52:28	はい。
1:52:54	すいません、26ページ、基本設計方針。
1:52:59	皆惜しい。
1:53:01	のところで、
1:53:03	26ページの一番下、
1:53:06	赤字で、また、
1:53:10	全く堅い感じで情報についてはしょうがないことができた法律で、
1:53:18	等、
1:53:19	またその段落になってます。
1:53:24	右側の欄を見ると③放射線量が高い場所って書いてあります。
1:53:31	ただ確か4月7日の申請の時点のこの待った段落って、
1:53:37	これは確かにどうなんでしょう。自動火災、
1:53:41	補正。
1:53:42	機電
1:53:44	内容のことを指してた。
1:53:47	じゃなかったかな。
1:53:49	けど、これ、中身が変わってますか。
1:53:53	原燃の新津です。今回、
1:53:56	基本設計
1:54:02	が少し
1:54:05	もともとは工事基準書のことを、
1:54:06	念頭に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:10	では、
1:54:12	23 条 4 項を補完する形で、
1:54:17	の書類となりますので、そちらについては
1:54:22	改めて記載する
1:54:24	のではなくて
1:54:28	ですね、センコーさんの、
1:54:30	期待を
1:54:31	参考にしまして放射線量が高いところですね、が、記載が漏れ。
1:54:38	も記載をこちらに
1:54:40	直して、
1:54:47	規制庁伊藤です。
1:54:50	まず一つは、有賀小河内基準を、
1:54:56	法、
1:54:58	については新しい見直し案の方では、
1:55:02	ここ読めますみたいなところは、はい。もうなくなっちゃってると。
1:55:38	原電の新津です。その理解と、
1:55:41	はい。
1:55:43	それから
1:55:46	この箇所の
1:55:48	見直し案の正の段落を見ると、
1:55:53	何となく何かこれは、
1:55:55	十河清君を期す規則に従って、
1:55:59	設置できない設置することが適切ではない場所ってあって、
1:56:04	ぱっと見審査基準通りではないように見えるんですけど、③のところは、
1:56:11	あくまで
1:56:13	症例、
1:56:15	省令通りだから、
1:56:17	精査基準通りではあるんですよ。
1:56:21	あと原電の新津です。そうですねと審査基準通りの考え方になりますがこちらで記載。
1:56:28	消防法施行規則に従って、
1:56:34	記載をしており、
1:56:39	っていうか、位置付けがちょっと、
1:56:41	このままだと。
1:56:46	いや、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:47	極端なこと言えばこの正の段落なくても、
1:56:51	いいってということになりませんか。
1:56:54	上の方で書いてありますよね症例。
1:56:57	都道と一緒に方向に設置する設計。
1:57:58	ちょっと、もちろん必要であればこの正の段落物、書いてもらう必要があると思うんですけど、ちょっと今の説明聞いている限りよくわからなくて、
1:58:09	下の三つです。
1:58:12	ちょっと
1:58:14	コーセーの方、改めて
1:58:17	ご確認、
1:58:18	いただいた内容で、検討させていた。
1:58:24	排気設備等レスわかりました。
1:58:28	等、
1:58:29	ついでにすいません。次のページ、27 ページ。
1:58:34	へえ。
1:58:36	ですね赤字の
1:58:38	下から二つ目の段落で、
1:58:42	何かちょっと以前、
1:58:44	笠井さんはどなたかからヒアリングで聞いていたような気もするんですけど、
1:58:49	消防法または建築基準法に基づく火災感知器っていうフレーズがちょっとよくわからなくて、
1:58:57	この基づくっていうのは、
1:59:00	火災感知器にかかっている。
1:59:04	ていう。
1:59:06	んでしたっけ。
1:59:20	元ヒロキでございます。はいそれぞれに基づく食う関心かかっているという認識で、今までも記載等ですね、ご説明差し上げてるところだと。
1:59:31	はい。
1:59:32	そうすると、
1:59:34	要するにこの
1:59:35	ちょっとフレーズを分解すると、消防法に基づく火災感知器、または建築基準法に基づく火災感知器っていうふうになるんですけど、
1:59:44	そういう、
1:59:46	二通りがあるんでしょう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:56	できるけど、ございます。申し訳ありません建築基準法に基づくということに対してちょっと具体的にその方をですね、読み切っていないところがございます。
2:00:08	許可時代というか、フレーズ的に、消防法と建築基準法に基づいて、考え方を整理するものだとこのところで動いてきましたので、
2:00:18	ちょっと建築基準法につきましては、
2:00:22	さらに、
2:00:23	詳細ちょっと、
2:00:25	2日目に行きまして、
2:00:27	再度ご説明をさせて、
2:00:31	はいお願いします。それを確認いただくとして、
2:00:37	加えて言うと、ちょっとこの段落だけ見るとですね、影響を及ぼす恐れがない区域または、
2:00:44	クワー。
2:00:45	そう放送建築部に基づく、
2:00:51	先生、
2:00:52	鶴って何かこれ裏返すと、影響を及ぼす恐れがあるものは、
2:00:58	どうなのってということになると、何か法律に基づかない何かに、
2:01:03	いやそそうじゃないのはわかってるんですけど、何となくここの段落だけ見ると、
2:01:09	あれ何か
2:01:11	恐れがないから、法律にし、
2:01:15	従ってる。
2:01:16	おそれがあるならどうなるのってというのがちょっと、
2:01:21	ぱっと見ですけど。
2:01:24	若干、
2:01:25	違和感という。
2:01:33	もうちょっと書き方があるんじゃないかなというふうには思っ
2:01:37	スケートと合わせて、
2:01:40	そこを確認いただき、
2:01:42	つけると。
2:01:48	元ヒロキでございます。表現等ですね、少し検討させていただきます。
2:01:54	はい。
2:02:01	規制庁に周知ですけど多分意図を正確2ってということだと思っ
	けど、ここって要は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:07	もうちょっと正確に多分言うと、
2:02:09	恐れがない火災区域または火災区画は炉規法に基づく、その2種類の組み合わせをしないで、
2:02:17	もともと別法令で置くことにしている消防法令とかに基づく1種類を置く設計とするっていうそういうことと多分今日パワーポイントとかも聞いて理解をしたんですけど、
2:02:27	多分、正確に書けばっていうそういうそれだけで、かなとは思いますが。
2:02:31	そういう意味でもさっき話した組み合わせっていう多分ところの意識がちょっと薄いので、その何か今単独でこれいきなり出てるんですけど、多分組み合わせの考え方で多分常に出てきて、考えるところだと思うんですよね。
2:02:43	ていうところを少し整理いただければ自然と易々と正確に書いてもらえれば十分なんじゃないかなっていう気はします。
2:02:50	はい。
2:02:51	1回、
2:02:53	考えてらっしゃることをちょっと整理していただいて、説明いただければと思います。
2:03:00	下の三つです。
2:03:05	はい、伊藤です。
2:03:07	大体私からは以上なんです。
2:03:14	すいません。
2:03:15	ごめんなさい。
2:03:20	再々最後
2:03:22	どっちやさ。
2:03:25	条文整理のところの確認をさせてもらいたいことがあって、
2:03:31	今日の資料じゃないんですけど、ⅣがⅡ、あと
2:03:36	5月の会合のときに使っていた資料。
2:03:41	補足説明資料で、
2:03:43	条文整理表があると思うんですけど、
2:03:48	で確か今、
2:03:51	アパートにもあって、11条と、
2:03:55	52条。
2:03:58	たっけ。
2:03:59	0になっています。
2:04:02	四条五条。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:06	十条上 15 条。
2:04:09	これが三角になった。
2:04:12	ちょっと丸と三角の
2:04:17	違いついていうところをはっきりさせていただきたいなっていうところがあつて、
2:04:28	ちょっと一般的には、申請書、
2:04:34	あと
2:04:36	添付書類っていうのは、審査、
2:04:39	対象ですよ。
2:04:43	なので、
2:04:44	何か添付書類として、今回、
2:04:49	耐震性もあるし、健全性の説明書とかもあるし、
2:04:55	そうすると一般的にはこれ、
2:04:58	5 条とか 14 条、10、15 条とあって、
2:05:04	MERS政策。
2:05:06	対象だから、添付書類とかもいろいろついてきて、申請書が提出されているっていう
2:05:16	ちょっと今までの例だと
2:05:18	そういうふうにとらえてきてたんですけど、
2:05:22	この三角条文の、
2:05:25	それ。
2:05:28	添付してそれを添付してるけど三角ですっていうのは、
2:05:33	これはあれですかね。
2:05:37	どういう整理になってる。
2:05:38	過去にもそういう例あったんですか。
2:05:46	現在ヒロキでございます。今伊藤さんおっしゃられるカッコの例というのはその感知器関連と、規制庁イトウですか、感知器に限らず、何か
2:05:58	何か変、変更認可先生とかでもいいんですけど、
2:06:03	はい。まさに今回ですけども、第 4 回で同じように
2:06:11	消火設備、
2:06:13	の、
2:06:15	ボンベですね。
2:06:16	の変更がありまして、
2:06:19	そこにも補足この 1 というのを、条文整理をお付けしてまして、
2:06:24	まさにマルバツ三角、これが

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:28	何か入っています。
2:06:32	該当になるでしょう。
2:06:36	佐瀬それは
2:06:38	特重側の申請の話になると。
2:06:44	いや、いや、
2:06:46	はい。Cチームさんの政変人になります。
2:06:52	それは三角条文の書類がついているけれども
2:06:59	千葉さんから
2:07:01	審査対象ではなかった。
2:07:08	はい。
2:07:12	あ、すみませんちょっとこっちも今情報が足りてないので清チームにも確認して、また、
2:07:19	そこは
2:07:22	次のヒアリングの時にでもお話をさせてもらえればと思います。
2:07:25	はい。広井です。補足いたします三角形今の補足の1ですと3ページ、まず2ページに凡例がございます。
2:07:35	それを3ページの方で整理をしております、まさに適用条文、
2:07:42	要は適用条文になります。なんなんですけども、適合性がもうすでに確認できる文章という条文ということになるので、
2:07:53	三角という整理をしております、さらに何を確認したのかっていうところで右の方に添付資料1ということで、後ろにですね、それぞれの条文、
2:08:04	に確認した内容ですね三角と丸については、
2:08:10	その内容に対して、整理したものを添付しているというものになってございます。こちらの
2:08:19	すでにCGさんが認可をいただいたガス消火設備においてですね、マルバツ三角がございますけども、丸々同じというところではなく、
2:08:30	鹿野エトゴ上が、
2:08:35	すみません。
2:08:40	江藤吉田五条が、0になっていたか三角になっていたこの辺が感知とちょっと違うところかなというところで感知系は感知器で、必要な条文に照らし合わせて、
2:08:53	確認したものであるということで〇×3つけております。
2:08:57	はい。ちょっと、さっきも言った通り、こちらでも確認しますが、一般的にその明確に影響受けないことが明確に確認できるっていうのは、
2:09:07	添付書類とかもつけるまでもなく確認できるっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:12	ものだと。
2:09:14	ちょっと今までの経験で話してますけど、ものだと理解していて、
2:09:19	添付書類をつけないと確認できないっていうところであれば、0になるっていう、
2:09:26	というような経験を今まで知ってます。
2:09:30	ちょっとまた、
2:09:33	話をさせてもらえればと。
2:09:39	とりあえず私からは以上。
2:09:46	頭規制庁側カラー、あと現時点で確認しておきたいこと何かありますか。
2:09:58	火災対策室タナベです。
2:10:00	私からも数点、
2:10:02	質問させていただきます。
2:10:04	パワーポイントの11ページお願いします。
2:10:12	先ほどちょっと議論していたところろうなんですけれども、
2:10:19	左上のですね、一つ目のひし形と二つ目のひし形についてですね。
2:10:25	この消防法または建築基準法に基づく感知器の話なんですけども、
2:10:32	この辺ちょっとフローの方に直すというお話は先ほどありましたが、言いたいのはですね、ここなんですけどまず一つ目のひし形で、
2:10:45	発電用原子炉施設のうち火災防護上重要な機器等または重大事故等対象施設に含まれない機器等のみを設けた火災区域または火災企画課で、
2:10:56	イエスになった場合右の方行くんですけど、この右がですね。
2:11:05	新型真野んなった場合の、9ひし形ですね。
2:11:09	こちらYesの場合に同じところに戻ってくるようなフローになってるんですが、
2:11:17	ただこれ最初、まず一つ目のひし形だけを見たとした場合に、
2:11:25	ここで言え数で、右側に来ると。
2:11:30	不燃材料とか、排気塔モニターとかそういうものも入ってきて、
2:11:37	ちょっと左側のし方と整合しない部分が出てくるのかなとは思ってます。
2:11:43	なので先ほど話もありましたけど、この左側の聞き方なぜ、一つ目と二つ目に分けるのかっていうところについて、
2:11:53	分けるのであれば右側の四角も分けなければいけなくなってくるのかなと思ってます。
2:12:00	なので、右側これ一つの市、視覚だけにするのであれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:05	左側も、
2:12:07	菱形を一つだけにしないと。
2:12:10	ちょっとこのイエスノーの整合性がとれないのかなというところちょっと、これは
2:12:15	今後フローの方見直していただくというところで、少し考えに入れていただければなというふうに思います。今私が申し上げたこと、
2:12:26	て理解。
2:12:27	していただきましたでしょうか。
2:12:37	元の三つですそう。
2:12:40	ろうについて。
2:12:41	堀田。
2:12:43	右側を、
2:12:49	はい、規制庁タナベですありがとうございます。
2:12:52	引き続きまして、
2:12:55	この同じページの右下のですね、火災感知器を設置しない設計のところ、
2:13:03	についてなんですけれども、これは17ページの方に書いてあるんですけど、この消防法または建築基準法に基づく、
2:13:14	火災感知器を設置スルー、
2:13:18	ところのうち、
2:13:22	というところですね。
2:13:24	ここは17ページの、
2:13:27	先ほど伊藤の方からも言及がありましたこの
2:13:31	Aのところが一番新居橋野資格、FPC、
2:13:37	逆洗向けタンク室、
2:13:40	サトウ、クリーンアップとか新燃料貯蔵庫とか、鉱滓ゴトウってあるんですが、こちらはこれ以外のものもあるという認識でよろしかったんですけど。
2:13:54	提言の三つです。それ以外のものもあるという。
2:14:01	はい。火災対策室タナベです。
2:14:03	であれば衛藤。
2:14:06	その頭でごまかさずにですねすべて対象となる場所は、列記していただけたらと思います。
2:14:20	続きまして、
2:14:26	13ページの方お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:31	ずっとフローが続いてきましてフローNo4 ページ目に当たる部分なんですけど、
2:14:39	ここのですね、真ん中辺りの比嘉たの話です。
2:14:43	放射線量が高い場所かどうかっていうところ。
2:14:47	ここで、
2:14:50	中ミイ、ユニーグレイパーアワーを超える場所。
2:14:54	というところで、イエスになった場合に、真ん中の干潟に来るようになっているんですけど、
2:15:02	ここのですね比嘉ターに書いてある、
2:15:07	ちょっと
2:15:08	この文章がよくわからなくてですね。
2:15:10	衛藤他の感知方式の火災感知器について、火災防護審査基準、
2:15:16	基準に基づく設置方法を検討したか。
2:15:20	というのは、
2:15:21	これはどういうことなんでしょうかちょっとわからないので説明していただけますか。
2:15:52	元の三つです。
2:15:55	こちらは煙感知器のフローの中になる。
2:15:59	けど他の感知方式ということで、熱感知器だったり、この感知器
2:16:03	について、
2:16:04	審査、
2:16:06	設置方法を、
2:16:08	検討していなければ、他の方法も、
2:16:13	戻る
2:16:14	それが適さない場合というところでイエスで、放射線量が高い場所
2:16:20	面は、この設計を、
2:16:23	放射線量が高いことを考慮して、
2:16:26	煙感知器の設置を検討するという記載。
2:16:33	火災対策室タナベですけど、
2:16:37	イエスかノーかで分かれるのにあたっては、
2:16:41	いずれにしてもこれ検討するものじゃないんです。
2:16:47	と思うんですけど、
2:16:48	検討しないという、
2:16:51	選択肢があるんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:26	火災対策室の齋藤ですけど今の田部の質問をちょっと補足しますけど、
2:17:30	要は、これ先ほど西内からもいろいろきちっと
2:17:37	要は選定等、組み合わせと設置についてきちっと整理してくださいねというふうなお話をさせていただいているものの中に、
2:17:46	その中の何に該当するんですかねという、
2:17:49	そういうことを考えた上で、これを検討したかっていうのは何を、内容っていうのは要は組み合わせなのか。
2:17:58	それともその環境上、環境条件みたいな、そういう選定の話なのか、それとも設置の方法なのかって何をする考えてるんですかって話を明確化すれば自明だと思うんですよ多分それ今、
2:18:11	すぐに、
2:18:14	打ち返しが無いということは、おそらくその部分の整理ができていないからそういうことになると思うんで、
2:18:22	部分の、
2:18:23	考え方フロー全体とあわせて、
2:18:27	ちょっと整理していただきたいんですけどもよろしいですか。
2:18:30	限定の。
2:18:38	組み合わせと設置方法
2:18:46	火災対策室タナベですけど。
2:18:50	ちなみにここでイエスにきた場合、イエスの場合が、その下の医師架空に来る、③の放射線量が高い場所、
2:19:03	これって主蒸気管室のことでよろしかったんです。
2:19:09	懸念のニイツです。主蒸気関数の
2:19:14	そうすると、
2:19:16	濃度、
2:19:18	というのは該当スルー区画区域区画ってあるんです。
2:19:28	下のニイツです。
2:19:30	どのに該当するかは、
2:19:35	火災対策室タナベですけど、
2:19:38	ないのであればここ記載が必要なのかなとちょっと思ったんです。
2:19:43	そもそもこの検討したか、ちょっとっていう、この文言がわからないんですけど、その前2個のほその前の四角で、放射線量が高い場所かどうかで聞いているので、
2:19:57	ここって次のし方いるのかなという疑問もちょっとありまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:02	家制でそのまま、この③でいいじゃないのかなっていうふうに私はちょっと思ったんですけど、この辺は先ほど齋藤からもありましたけれども、
2:20:12	しかるべき見直し等を行っていただくものと承知しております。
2:20:20	次に、
2:20:21	次なんですけれども、
2:20:24	20、
2:20:27	1 ページの方お願いします。
2:20:38	21 ページの表 13 のAの一番右の方ですね、保安水準確保の考え方のところ、4 ポツ 5 参照とありますけれども、
2:20:50	ここにはですね非常用ディーゼル発電機のルーフベントファン室の、についての詳細な説明があるんですが、
2:21:00	これについてもですね、これだけではなくて、該当する火災区域区画について、すべてですね、このような記載、説明を
2:21:13	していただかないと、衛藤。
2:21:16	この議論の初めにも、
2:21:19	ありましたけれども、
2:21:22	何を例外として、どういう基準について満たせないからどのように保管をして、基準にと同等に見直すっていうのが、
2:21:33	わからないので、その辺もですね考慮した上で、それ以外の区画ですね、についても、すべて説明をしていただきたいと思います。
2:21:43	で、このAのところですね、該当火災区域区画 0 のところに、つらつらうど幾つかありまして、一番最後に、
2:21:53	等々ありますということはここについても、ここに書いてある以外の区域区画もまだあるという認識でよろしいでしょうか。
2:22:05	下のニイツでその認識で問題あり。
2:22:09	はい、衛藤葛西対策室タナベです。であれば、ここについてもですね、すべて対象となるところについて設置していただきたいと思います。
2:22:19	私からは以上です。
2:22:24	はい、検討規制庁ニシウチです。
2:22:27	他 2 今日時点で何かありますか。
2:22:31	火災対策室のサイトです。まず、今日の資料で、もう
2:22:38	原電さんがもうおわかりだと思いますけれども風呂チャットのところをまずきちっと見直していただかないと、他のの確認ができないんでちょっとその整理をお願いしたいんですその際にですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:52	先ほど西内からいくつかポイントを挙げていただいたと思うんですけど私からもちょっと1点追加でお願いしたいことがあって、
2:23:00	フローチャートの知ろうのところに、表8から、
2:23:06	順番2、
2:23:08	表が並んでると思うんですけども、この表が、フローチャートのどこを説明しているのかっていうのをきちっと明示していただきたい。
2:23:19	です。そうしないと、
2:23:23	結局この表の意味どうなんですかっていう確認を先ほど順番させていただいた。
2:23:30	ということ承知してますけれども私もその表の位置付けがよくわからないんですよ。実際にどこの段階で環境条件とかを踏まえて選定しているのかとかですねそうしたところがこの表の
2:23:43	とフローチャートが関係をきちっと書いとかなないとわからないんでそこまでお願いしたいんですけども、それよろしいですか。
2:23:52	池野瑞です。拝承いたします。
2:23:55	はい。その上でですねちょっと細かいところだけちょっと最後確認させていただきたいんですその前の段階のところの、7、今日のパワーポイントって7ページのところですねちょっと確認をしたいんですけど、
2:24:09	まず7ページの表の5のところ、火災防護対策を講じる機器等に関する話のところ、ここ機器の選定の考え方をご説明いただいとってんですけども、
2:24:21	右側、ある程度は理解したんですけども、左側のところの用語の定義で、何で区域区画を引っ張ってるのかなというのがちょっとよくわかんなくて、私はここの部分引っ張るんであれば、
2:24:35	(13)の火災防護対象機器とか(14)の火災防護対象ケーブルとかそこら辺を引っ張るんじゃないのかなと思ったんですけども、何かその考え方あればちょっと教えてください。
2:25:00	確認してルーバ書といとわかりますか。
2:25:12	元の三つです。7ページ目のところの、
2:25:16	7ページ目については、
2:25:20	記載をしていますが11、(10)
2:25:26	って書いてある
2:25:38	ちょっと改めて今ご確認いただいた。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:45	はい。火災対策室のサイトウ数わかりましたよろしく申し上げますでその次のね、8 ページのところと同じように表の 6 があるじゃないですか表の 6 の方は、
2:25:55	今度はこっちは火災区画、区域とか火災区画、
2:25:59	考え方についてお話いただいているところなんですけれども、ここはAと書いてあることとして今度はその右側の基本設計、既工認の基本設計方針のところにとちょっと解釈を教えて欲しいんです。それはどこかっていうと一番最後のなお書きのところなんですわ。
2:26:17	なお書きのところは、
2:26:20	消防法であるとか建築基準法 2、基づいた火災防護対策を講じる設計とすると、ここの火災防護対策のところ、
2:26:30	建築基準法が出てくるのはそれは耐火兵器の話がそういう話があるからだと、いうことは理解はしてはいるんですけれども、逆に、というところがある中でその前のところで、
2:26:42	ポコッて基本的にその前の段落で火災区域とか火災区画の話の考え方書いてあるんですけども、ここは逆に、
2:26:51	構築物とか系統とか機器に対して対応しますというふうに書いてあるんですよ。なぜここ区域とか区画じゃなくて、機器の話として書いてあるのかっていうのをちょっと、考え方だけ教えていただいても、要は解釈の仕方をちょっと教えていただいてもいいですか。
2:27:17	要は前の段落は区域区画の考え方を書いてある。下のなお書きのところは、
2:27:23	なぜ角井近くじゃなくても野間モリ家たというような書き方になってるんで何でもの守り方で書いたことで区域区画、
2:27:32	代わってお話できるのかなというそういう考え方解釈の仕方だけちょっと教えていただきたい。ただそれだけなんです。
2:28:02	元のニイヅです。ちょっと今ご確認いただいた内容を改めて確認して、ご説明したい。
2:28:08	はい。そういうことでよろしく申し上げます。あとすいません用語脳、
2:28:14	使い方たとですね、あと今後具体的にちょっと追加で説明をお願いしたいところについてだけ、ちょっと簡単にあと二つだけ、簡単な話をちょっとさせてください。
2:28:27	14 ページのところに表の 8 がありますよね。表の 8 のところの、
2:28:34	右側わーの要は検出装置のところの一部、一つに、アナログ式の熱感知カメラっていう用語があるんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:45	これわざわざアナログ仕切って書く必要があるかどうかだけ後でちょっと、
2:28:51	確認をいただきたいんで、要はアノてアナログ式という、火災防護審査基準上のアナログ式という言葉に本当に合致できるのかどうかと。
2:29:01	いう観点で確認をいただきたいと思ってます。これは火災防護審査基準とかですと、何か堰外正式な熱感知カメラで代用しても良いというふうに書いてあって別にアナログ式とか何とかって書いてない。
2:29:16	そこら辺も含めてちょっと確認をいただきたいんですけどその部分まずよろしいですかね。
2:29:22	稲のニイツです。
2:29:25	あと最後 20 ページのところ、
2:29:28	これはすいません今後ちょっと技術的に
2:29:33	ちょっと後、追加ご説明をお願いしたいところなんですけども、煙吸引式の
2:29:41	検出設備なんですけども、この吸引の
2:29:46	教育、種図のところ、
2:29:49	書いてあって、実際にどこに吸引口を設置しますっていう話が休園口が設置されていますと書いてあるんですけども、
2:29:58	要は、ここの位置で十分に感度が、要は部屋全体が網羅的に感度保障されると。
2:30:07	いうところの要は吸引能力とそのカバーする範囲だと思うんですけどもね、その部分をちょっと技術的に追加で
2:30:17	これパワーポイントでなくても構わないのでちょっと説明をいただきたいんですけどもよろしいですか。
2:30:26	原電の新津です。拝承いたしました。
2:30:30	はい。ということで、私からは大きな話としては、
2:30:35	終わりなんですけどすいませんあと 1 個だけあった。
2:30:40	えっとね、その次の 28。
2:30:46	29、31、3、
2:30:49	これ 32 ページです。
2:30:51	32 ページの表なんですけども、
2:30:55	危険なところで、これも単なる確認だけなんですけども、
2:31:00	機器のところ、
2:31:03	火災区域にバーがついてて、火災区画にだけ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:08	該当の話が入ってるところがあってこれ何でかなってというのが、すみませんちょっとよくわかんなかったんで、そこもすみませんもしあれでしたら、もし、今後の説明の時にですね整理できるのであれば整理しといていただきたいなと思ってますすみません以上です。
2:31:29	セキネドイツです。
2:31:33	私からは以上です。
2:31:38	はい。規制庁西内です他 2、現時点で確認しておきたい点ありますか。よろしいですか。
2:31:45	はい。
2:31:47	今日のヒアリングでの確認はここまでにして、
2:31:54	ちょっと、まず大枠の整理から、
2:31:57	順次進めていただいて、
2:31:59	あれですよすべてをすべて、1回のヒアリングデカお返しいただく必要はないので、
2:32:06	ちょっとまず大枠のところからまず少しずつ埋めていった方が、お互いのためかなっていう気はします最初から全部頑張ったと。やったときに、最初からずれたらもうすべてがそのあと変えなきゃいけないので、
2:32:17	そういう意味ではちょっとコメント回答どの順番でやるかっていうところも含めてちょっと認識を合わせていきたいんですけど。
2:32:24	そういうところで、ちょっと今日、予定してる時間もちょっと過ぎちゃっているんで、ちょっとあと最後 2、
2:32:34	先に日本原電側から言わヒアリング全体通して何かここ追加で確認しておきたいとか何か趣旨確認しておきたいとそういうところはよろしいですかね。
2:32:44	現時点では取れて大丈夫ですか。
2:32:47	はい。
2:32:48	今日のヒアリングで話した内容が共通的取れてるかどうかの確認は、ちょっとまた別途事務的にご連絡いただければ対応しますので、ただ必要があればご連絡くださいと。
2:32:59	ところでちょっと今後のスケジュール感の話ですけれども、先ほどお話ししたまず、本件 9 月末認可規模を一応いただいているものと思っていて、
2:33:11	そこは一応変わっていないという理解でいいんですよね。
2:33:18	何か変更あるんですけど特に川底が今度変わっていないという理解でいいんですよね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:22	現在、
2:33:26	わかりました。ちょっとそのヒアリングの今日具体的なものをちょっと出てきているので、今後具体的にちょっと少しずつ確認をもう少し深めていければいいのかなと思いますと。
2:33:38	というところ
2:33:40	まあ、そう意味で言うと8月にそれなりにまたヒアリングをちょっと実施させていただいて、
2:33:46	9月以降にまた9月になると思います審査会合で、確認をさせてもらってというような流れになるかなと思いますと。
2:33:53	いうところでちょっと次回のヒアリングなんですけど、
2:34:00	そういう意味でわあ、ちょっとは段階を分けてやってもいいかなと思ってます。
2:34:07	社長からすべてをっていうわけではなく、
2:34:09	そういう意味では、ちょっとまず注力して欲しいのは、
2:34:14	選定と設置等組み合わせと含めて、
2:34:18	どういうふうに、日本原燃として考えていてっていうところを、
2:34:22	ちょっとまず整理いただくところ。
2:34:26	あとは、フローですねそれに伴って、
2:34:28	多分そこと、あとフローが固まれば、
2:34:33	あとはそうやって考えた結果が正しく設計されているかどうかの確認になるわけですね。まずそのスタートが始まらないと。
2:34:43	そもそもまずいわゆる今、火災防護審査基準通りになってるかなってないかっていうところすら、正直不アノ不明確な状況になってしまうので、
2:34:51	まずはフローと、そのフローに付随する、この表ですね各種表。
2:34:56	何をどういった条件を考慮しているのか。
2:35:00	考慮した結果どういう設計だったのかっていうところも含めてちょっとそこをまずしっかり、充実いただくというところをちょっとまずやりたいかなあと考えてますと。
2:35:11	だからフロー周りとのこの表周り、
2:35:13	ていうところがまず最低限次やりたいかなというところですかね。
2:35:17	で、今日は靴とかの具体的な現場状況の話現場の話もありましたけど、それは結局、フロートが固まらない限り、それを出したところで、結局それがどう、どういう環境条件どういうふうに考慮すればいいのかっていう何もわからないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:31	まずはそっちを充実いただくっていうところを優先的にお願いをしていただいて、
2:35:36	それが固まったらまず 1 回ヒアリングでもいいのかなと思ってます。
2:35:42	で、そのフロートを表を固めるときに、基本設計方針の表現も落ち着いてくるようであれば、
2:35:49	なお良いかなと思いますけどそこはマストではないかなと。
2:35:55	あくまでベター、ベターはベター論かなとは思いますが、そこは日本原電さんの中での話も、社内の検討状況も踏まえて適時ご対応いただければと思います。
2:36:06	というところで、
2:36:09	今後の進め方も含めてですか何かありますか。よろしいですか。
2:36:16	規制庁側から何かありますか。
2:36:18	よろしいですか。はい。
2:36:19	すいませんちょっと長くちょっと超過しましたけども、今日はありがとうございました。引き続きよろしくお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。